

「市民活動」概念形成過程に関する一考察：
「三浦半島自然保護の会」1950～1970年代の
活動史から

藤澤，浩子

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of
graduate studies

(巻 / Volume)

59

(開始ページ / Start Page)

143

(終了ページ / End Page)

167

(発行年 / Year)

2007-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003038>

「市民活動」概念形成過程に関する一考察 —「三浦半島自然保護の会」1950～1970年代の活動史から—

人間社会研究科 人間福祉専攻
博士後期課程3年 藤澤 浩子

目次

1. はじめに
2. 「市民活動」概念の形成過程
3. 地域レベルの自然保護団体の推移
4. 「三浦半島自然保護の会」1950～1970年代の活動展開と諸特徴
5. 分析・考察
6. おわりに

1. はじめに

1998年3月の特定非営利活動促進法（以下、NPO法）の成立と同年12月の施行により、民間で非営利かつ公益的な活動をしてきた任意団体に簡便な法人格取得の道がひらかれた。その結果、2007年3月末現在、特定非営利活動法人（以下、NPO法人）の数は全国で約3万1千件に及んでいる。成立後まもなく10年目を迎えようとしているこの法が、当初「市民活動促進法」として国会提案・審議された¹ことはつとに有名である。また、2007年夏頃を目処に最終報告取りまとめとされている第20次国民生活審議会総合企画部会NPO法人制度検討委員会では、法の名称も検討課題の一つとされ「市民活動促進法」等への名称変更も議論されてきている。しかしながら、NPOはもとより「市民活動」について、その学問的な概念が確立されているわけではない。

NPO法については、1995年1月の阪神・淡路大震災における活発なボランティア活動が、制定の重要な契機となったとされている。しかし、震災以前から、「市民活動」を支援・促進しようとする動き、そのための基盤整備や法制定に向けたさまざまな動きが存在していた²ことも今日ではよく知られている。それでは、日本社会において「市民活動」という概念はどのように生まれ、それに関する法律が検討されるような段階にまで定着するに至ったのだろうか。任意に行われる市民の組織的な活動は、本来的に一律の定義になじみにくいものではあるが、どのような社会的現象や背景がこの概念形成に寄与したのかを明らかにすることは、今後のNPO・市民活動研究にとって重要な研究課題といえよう。

ある概念の表出には、当然のことながらそれ以前に胎動期が存在する。「市民活動」という概念は、それが表出し始めたと言われる1970年代以前の社会現象がもとになって形成されたと考えられる。NPO論・市民活動論において、この年代までのいわば胎動期は、活動の当事者や当時これに注目し出した人々にとって以外、ほとんど可視化されていない部分、分析されていない部分である。本稿では、文献検索結果と環境分野のデータベース検索結果、自然保護分野の活動事例を主要な手がかりに、この胎動期の「市民活動」について考察する。

本章以下の構成は次の通りである。第2章では、本稿において研究対象とする「市民活動」について論じ、2000年発行までの文献を対象としたOPAC検索等による文献調査結果をもとに「市民活動」の概念形成過程について考察する。第3章では、これを実証的に検討するため、環境分野の団体データベース（「環境NGO総覧 平成18年版」）を用いて行った、地域レベルの自然保護活動の長期継続団体（1980年までに設立され2006年時点で活動を継続している団体）の検索結果とその分析結果、今後の課題を示す。次に、第4章では具体的事例として、同分野における代表的な長期継続事例の一つ「三浦半島自然保護の会」の活動史を1970年代までの資料をもとに論じ、続く第5章で、「市民活動」の諸特徴とその概念形成過程に関する観点から分析・考察する。そして、終章において、本稿のまとめと今後の研究課題を述べる。

1 明治学院大学法学部立法研究会編1996『市民活動支援法』、シーズ1996等参照。

2 総合研究開発機構1994、Lipnack and Stamps 1982、山岡2005、シーズ1996等参照。

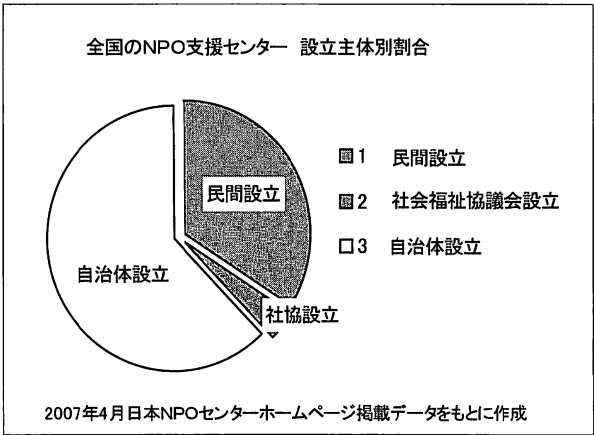
2. 「市民活動」概念の形成過程

2-1 「市民活動」概念形成の歴史的検討

2-1-1 「市民活動」への注目

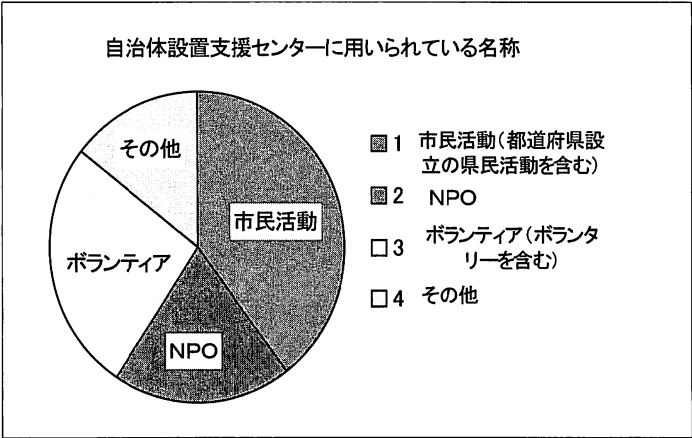
近年、住民自らによる社会サービス提供活動の促進を期待する多くの地方自治体において、多様な意見に基づく活動を包括的に支援・促進することを目的に、「市民活動センター」というような名称の施設が数多く設置されてきている。自治体によるこうした支援施設の設置状況は図表1、2に示す通りである。日本NPOセンター・ホームページ上の「全国のNPO支援センター」には、一定の要件を満たすものとして2007年4月時点で全国164の支援センターを掲げており、そのうち自治体設立のものは102となっている。一方、シーズ2003に示されている自治体設立支援センターは159で、そのうち、「市民活動」を施設名称に掲げているのは63施設³となっている⁴。数値情報は目安に過ぎず、言葉の意味に幅があることは否めない⁵ものの、自治体設置の約4割の施設が「市民活動」をその名称に掲げているという現実、この言葉が広く一般に定着してきていることを示している。

図表1 NPO支援センター設立主体



出典) 日本NPOセンターホームページ 「全国のNPO支援センター」
(2007年4月19日更新) をもとに筆者作成

図表2 自治体設置NPO支援施設名称に見られる「市民活動」



出典) シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会, 2003, 『平成14年度千葉県委託調査—NPO立県千葉実現のための基礎調査—地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査』をもとに筆者作成

3 「県民活動」の4件を含む。
4 日本NPOセンター・ホームページ (2007年4月現在)、シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会2003参照。日本NPOセンター集計をもとにした吉田2006によれば、2005年現在で、全国149のうち公設公営35公設民営64という数値が示されている。
5 中には、市という行政単位内の住民を市民と捉え、いわゆるコミュニティ活動を主な対象にし、行政補完的活動を支援するといった意味合いが強いものも少なからず含まれていると考えられる。

今日、「市民活動」については数々の論考があるが、論者によって視座・論点が拡散しており、留保事項やマクロ的な視点での概観論が多い状況が続いている。しかしその一方、最近では、活動現場に密着した実証研究の中からその実像を表そうとする試みもはじめられてきている⁶。本稿では、日本における「市民活動」の現実とその歴史的経緯に注目する立場から、研究をすすめるために必要な筆者の見解を以下に示す。

2-1-2 本稿における「市民活動」

「市民活動」とは、社会的な課題に対し、社会の構成員個々の現実の生活・意思・権利を重視する視点に基づいて、民間で行われる利他的な活動である。日常生活の場で気づいた具体的課題を自発的に解決しようとし、課題発生の原因と考えられる社会的諸要因、現状の変革を目指す。「市民活動」は、生活現場での「気づき」に対し、場当たりの対応ではなく、問題の発生を広く知らせ、解決に向けて多くの協力者を得るため、「気づき」の内容を社会的問題として構築し、その解決策を構想する⁷。以上は、具体的・実践的活動の前提的な概念定義である。具体的な諸特徴としては以下の点が挙げられる。

活動形態からみた第1の特徴は、自らが率先して課題解決・変革を担おうとすることから、基本的に生活現場での継続的な実践活動を伴うことである。身近に生じている課題に対処する実践活動が先立ち、活動を継続する過程で課題認識の明確化・共有化がなされ、それと並行して組織化が進行する。体制に対する要求や提言は必要に応じてなされるが、体制批判や変革、権利主張等が主目的ではないため、特定イシュー紛争化の際には運動目的に特化した別組織が作られることもある⁸。

第2の特徴は、活動手法の開発・創造である。これは、新たに生じた課題やそれまで対処がなされなかった課題の解決に取り組むため、実践の場で活用しうる有効な手法の開発が重視されるということである。ここでいう有効性とは、活動目標達成に対する直接的な有効性をさす。

第3の特徴としては、参加インセンティブの重視が挙げられよう。実践活動への参加者を広く募り、日常的・継続的な実践に結びつけるためには、多様な参加者が、容易にかつ楽しみながら取り組むことができ、その成果を実感し満足感を得ることができること、負担感や疲労、不快感といったマイナスの要因が生じにくいことなどの点に配慮した活動形態・手法の開発が、出入り自由な組織とその活動に対する参加インセンティブを確保する。

第4の特徴は、自由意思に基づく自発的な参加である。市民活動を行う組織への加入（入会）やその活動への参加は、居住地域や職業に基づいて自動的・半強制的に加入となる組織（団体）とは異なり、本人の意思と自発性に基づく自由な参加を基本としている。こうした広く一般に開かれ拘束性がないという組織特性は、「出入り自由」、「来るものは拒まず去るものは追わず」といった言い方で表現されることが多い。これは組織形態・参加形態という側面からみた大きな特徴であるといえるだろう。

以上をまとめて列記すれば、①継続的な現場実践の重視、②創造的手法の開発、③参加インセンティブの重視、④自由意志による自発的な参加、となる。これら、活動形態と組織形態・参加形態の諸特徴からは、「民間人が自発的かつ自由に集まり、あるいはそうして作られた既存の組織に参加して行う、利他的・社会的かつ継続的・創造的な実践活動である」というような定義を導き出すことができよう。

2-1-3 市民意識（市民的责任感）の確立

こうした活動に参加する時間や参加にかかる経費は、端的に言えば経済発展に伴って生じた余暇・余剰である。資本主義社会において、余暇として得られた自由時間を、家計補助労働、休息や娯楽などに充てるだけでなく、民間での社会サービス（地域社会において生活する上で必要な非営利目的の労働）提供やその他の利他的な活動に費やそうとする意思の根底には「市民意識（市民的责任感）」がある。家計維持以外に用いられる金銭的余剰についても同様のことがいえるだろう。「市民意識（市民的责任感）」は戦前の日本の社会では一般的にはみられな

6 後藤・福原編2005、中村1999、西山2005、高田1997、1998、柳田他2006等参照。

7 身のまわりで起こった出来事などに対するさまざまな「気づき」から具体的な活動が始められるという指摘は、市民活動の現場ではよく聞かれる説明である。これは社会問題の社会学でいう「問題構築」の過程と捉えられる。これに関する本稿の記述は、スペクター・キッセ1992（原著：1977）に依拠している。「社会問題とは、ある状態が存在すると主張し、それが問題であると定義する人びとによる活動である。」「ある活動主体から他の者へ向けての、ある想定された状態について何かをすべきだという要求（相互作用）」「満足する結果を得るより先に、他者に対し主張する権利をもつという含意」「解決も、状態と同じように想定されたもの」「事前に想定があるからこそ、問題が成立し、知覚され、名づけられ、運動の対象となる。」「人びと同士の、そして彼らと専門家の間の相互作用のコースのなかで、人びとの問題は定義を与えられる」「語られた動機や価値は活動の言語的資源である」といった指摘は示唆に富んでいる。

8 ここで行われる運動は市民運動・住民運動（新しい社会運動）と捉えられる。

かったといわれている⁹。そして、1960年代における高度経済成長期以降のシビル・ミニマムの充足を経て、人権尊重の意味が、最低限の生活保障から個人の自由・自立・参加の実質的保障へと転換し、この時代以降、一般大衆の市民化¹⁰が実現したともいわれている。この経済発展に支えられ実現した一般大衆の権利意識の転換、すなわち、生存権から責任と分担を伴う市民権への転換が「市民意識(市民的責任感)」確立への契機と考えられる。

地域社会での役割分担や助け合いについては、古くから結や講などの相互扶助的活動が行われており、為政者によって政策的に推進され、弊害が生じた際には禁止されるなどした歴史もあるわけが、こうした旧来の近隣関係と市民間の関係は、経済的・社会的に独立しその権利が保障された個人、いわゆる個の確立の有無という点で、根本的に異なる前提をもつ。つまり、地域社会の人々に「市民意識」が確立する以前と以降では、その近隣関係は質的に大きく異なるのである。経済的・社会的自立によってもたらされる個人の権利と責任の確立は、戦後の日本社会において制度上一定の保障が得られて以降、漸進的に実現しているのであって、現代日本の地域社会は現在もなお新しい近隣社会への転換期にあるといえよう。ここに、旧来の近隣関係に基づく住民活動と市民活動を注意深く区分けすべき理由がある。

2-2 「市民活動」に関する文献調査

2-2-1 文献検索による調査

今回の調査では、国会図書館OPAC（以下NDL-OPAC）、法政大学図書館OPAC（以下H-OPAC）、NACSIS Webcat Plus（以下Webcat）を利用して検索を行った。調査時期は2006年6月から2007年1月にかけてである。前述のように、「市民活動」は、自治体行政の現場や一般社会において、広く用いられるようになってきているが、学問上の概念・用語として確立されているわけではないため、著者によって用法はまちまちであり、目録作成時の判断にも幅があると考えられる。そこで、調査に際し、キーワード、タイトル、両者の併用という3通りの検索方法を試み、件数及び内容等から判断して適切とみなせる結果を採用することにした。

NDL-OPACでは、「市民活動」は件名登録されていなかった¹¹（2006年6月18日調査時点）ため、タイトル検索のみを行った。H-OPACでは、キーワード検索により一定程度適切とみなせる結果が得られた。Webcat一致検索においては、キーワード検索では1971年以降の文献のみが検出され、タイトル検索では1951年発行の3冊をはじめ1950年代以降の文献が検出された。両者を照合すると異なる文献が多く検出されたため、両方の結果を検討対象とすることにし、参考のためタイトル・キーワードを併用しての検索も行った。各検索の検索項目と結果の概要は図表3に示す通りである。

2-2-2 5つの検索結果

図表3 各検索の検索項目と結果概要

	NDL-OPAC	H-OPAC	Webcat 一致検索		
検索年月日	2006. 6. 18.	2006. 7. 15.	2007. 1. 26.		
検索項目 ※	タイトル	キーワード	キーワード	タイトル	キーワード+タイトル
初出	1962年	1950年7月	1971年3月	1951年2月	1996年8月
1940年代 (1941-1950)	0	1	0	0	0
1950年代 (1951-1960)	0	1	0	5	0
1960年代 (1961-1970)	1	1	0	0	0
1970年代 (1971-1980)	1	3	1	2	0
1980年代 (1981-1990)	3	6	7	0	0
1990年代 (1991-2000)	57	55	57	56	8
2000年以前の合計件数	62	67	65	63	8
2000年以降の件数	67	84	82	50	5

※検索項目の設定はいずれも部分一致とした。

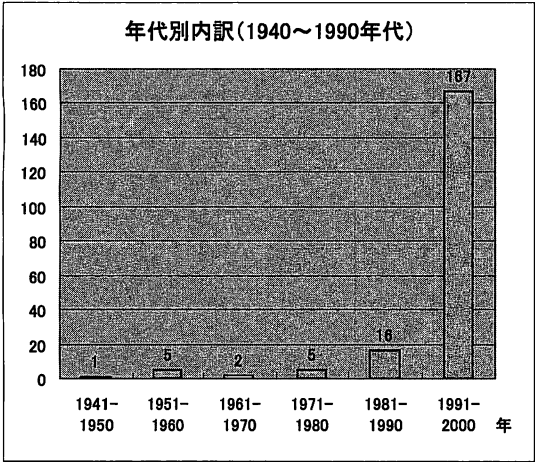
9 松下1971、瀬沼2003、労働省婦人少年局編（富田）1951。

10 松下、前掲書。

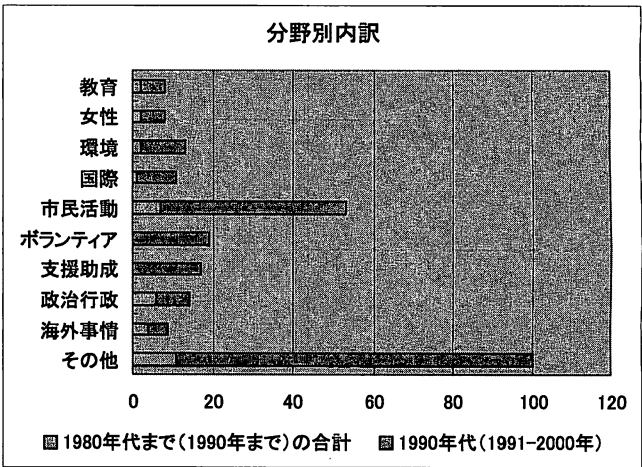
11 この事実からも「市民活動」という概念が現在なお形成途上にあることがわかる。NDL-OPACでは、一般的な件名の他に幾つかの「非統制件名」を設けているが、そのうちの一つ、「科研費研究報告書中に付与されたキーワード」で6件の文献が検出された。その初出は、蓮見音彦、東京大学1986-88『地域政策と都市形成に関する実証的研究』である。

2000年以降、文献数は急増しており、内容も極めて多種多様となっている。例えばWebcatの2000年発行の3通りの検索結果をみれば、18件の検出結果中、タイトルに「市民活動」を含むが別の件名で登録されているもの8件、登録件名は「市民活動」だがタイトルに「市民活動」を含まないもの10件という結果である。そこで、検索結果のうち、NPO法成立から数年たった2000年までの文献について、一定の傾向を把握するため詳細検討することにした。その結果、次のようなことがわかった。

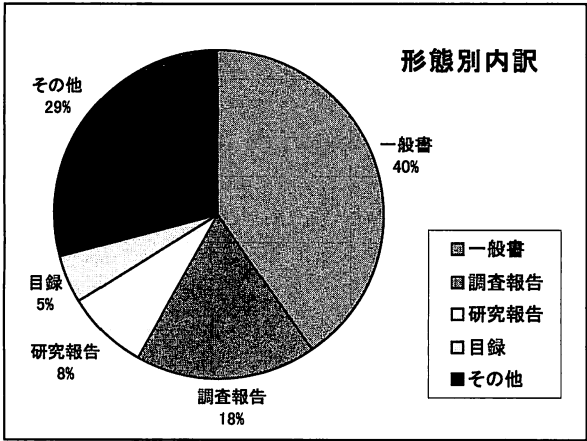
図表 4 年代別内訳



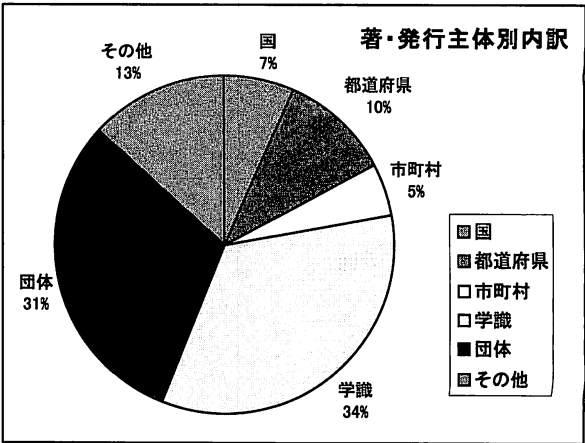
図表 5 分野別内訳



図表 6 形態別内訳



図表 7 著・発行主体別内訳



今回調査で検出された「市民活動」に関する文献のうち、2000年までに発行されたものを重複分を除いて集計すると196件になる。図表4～7は、検索結果を年代別、分野別、形態別、著・発行主体別にグラフ化したものである。年代別ではいうまでもなく1990年代が圧倒的に多いが、それ以前の各年代にも、古くは1940年代から、関連文献が複数存在していたことがわかる。本稿で後に検討する1970年代以前の文献数は13冊、詳細は図表8に示す通りであった。(この期間の文献については後に詳しく述べる。)

分野別内訳については、「その他」を含む10項目の分類項目を設定し独自集計した。(1つの文献で複数の項目に分類したものもある。)
「市民活動」という包括的なキーワードで検索しても、教育、女性、環境、国際といった個別分野の文献が検出されるのは、これらの分野が他の多種多様な分野に比べ、「市民活動」としての歴史的経緯や伝統があるためであろう。各分野のテーマを詳細にみれば、「教育」は、生涯学習と社会教育、「女性」では、女性の人権と諸活動事例、そして介護福祉、「環境」では、水・川、リサイクル、食糧、公害問題など生活密着型テーマと企業・行政とのパートナーシップ、「国際」では、日本語教育、難民支援、民際交流などが目立つ。「その他」の内訳としては、情報化、ネットワーク・交流、防災・災害救援、まちづくり、会計・団体運営技術などのテーマが多い。

発行形態では、「一般書」が40%と最も多いが、次いで、事業報告、ガイドブック、名鑑など「その他」に含めたものが多かった。著・発行主体では、「学識」が34%と最も多かったが、同じく3割以上を占める「団体」の内訳としては、民間団体以外に研究会と名の付く組織によるものが多かった。「国」・「都道府県」・「市町村」の合計も22%にのぼっている。また、「その他」の中ではシンクタンクが目立ち、これらの文献は政府の委託として行われた調査の報告を別途発行しているとみられるものも多い。

図表 8 1970年代以前(1980年まで)の文献一覧

年代	タイトル	著者・発行	発行年	件数	検出データベース	備 考
1940 1 件	特別教育活動：市民形成のための学校計画	宮坂哲文著．一明治図書出版，1950. 7.	1950	1	H-OPAC	
1950 5 件	アメリカ婦人の市民活動：その形態と性格(1)	労働省婦人少年局〔編〕一労働省婦人少年局，[1951. 2はしがき]，2, 31p. ー（パンフレット／労働省婦人少年局編；No. 9）	1951	2	H-OPAC Webcat	（富田展子著）
	對市民活動・行政委員會制度に關する調査(6)	日本都市連盟編ー日本都市連盟事務局，1951. 10, 108p. ー（全国都市問題會議文献；第13回2）	1951	1	Webcat	
	對市民活動 行政委員會制度(7)	日本都市連盟編ー日本都市連盟，1951. 10, 4,346p. ー（全国都市問題會議文献；第13回1）	1951	1	Webcat	
	威信を加える知事；都市の對市民活動模範條例；日没後における自動車の安全島衝突防止(1)	東京都渉外部庶務課調査係〔編〕一謄写版. ー東京都渉外部庶務課調査係，1952. 5, 27p. ー（外國地方行政調査資料／東京都渉外部庶務課調査係〔編〕；アメリカ都市の現状	1952	1	Webcat	
	市民活動(市民の声・市民生活)(1)	一江別市役所企画室，1960. 8, 79p. ー（江別市総合調査；第7集；社会篇）	1960	1	Webcat	
1960 2 件	教育と法律	有倉遼吉編．一新評論，1961. 10	1961	1	H-OPAC	
	現代日本の女性	小山隆．一国土社，1962	1962	1	NDL-OPAC	目次に「女性と市民活動」（平松）があったため検出された。H-OPACを含む89館にも、登録件名：婦人・法的地位で所蔵。
1970 5 件	社会意識と市民活動(2)	一東京都民生局婦人部婦人指導課，1971，272p. ー（都民婦人の意識と実態調査；昭和45年度）	1971	3	H-OPAC NDL-OPAC Webcat	
	シビル・ミニマムの思想(261)	松下圭一著一東京大学出版会，1971. 3, 393p.	1971	1	Webcat	
	大阪市における市民活動および余暇利用に関する世論調査(1)	大阪市総務局公聴部〔編〕一大阪市総務局公聴部，1972. 3, 150, 12p.	1972	1	WEBCAT	
	知る権利：マスコミと法	石村善治，奥平康弘編．一有斐閣，1974. 11. ー（有斐閣選書）.	1974	1	H-OPAC	
	産業の地方分散における情報機能のあり方：産業の地方分散にかかわる市民生活の変化と情報機能のあり方	社会工學研究所〔編〕. 一機械振興協会新機械システムセンター，1974. 3. ー（システム技術開発調査研究報告書；48-3）.	1974	1	H-OPAC	

※タイトル（ ）内はWEBCATの所蔵館数

3種のデータベースで共通して検出された1970年代以前（1980年まで）の文献と、各データベースの初出は図表8に示す通りであった。1970年代以前発行の13文献を詳細にみると、「対市民活動・行政委員会」に関する調査という他の文献とは趣の異なる3件を除けば、この年代までの「市民活動」は主に女性や若者が対象とされ、市民教育、社会意識、余暇利用といった観点で論じられ、1970年代後半には知る権利・情報などが注目され出したことがうかがえる。こうした各種情報を知る権利の実現、政府行政情報や企業情報の獲得は、1970年代になってから、全国的に活発化した市民運動・住民運動の展開に大きく影響した。このようにして、1970年代に顕著となった市民運動以降、市民的責任感と問題意識に根ざす現場実践・継続性重視の活動が男女を問わず幅広く行われるようになった。これを「市民活動」と呼ぶといった説明が一般になされてきたわけだが、今回の文献調査では、その一方で、市民運動の時代以前、1950年代から、現在と同様の意味でこの言葉が用いられた場面があった¹²ということが明らかになった。

2-2-3 1970年代以前（1980年まで）の主要文献

1970年代以前の検索結果をもとに、書誌情報並びに可能な範囲で文献を参照した結果、本研究に役立つと考えられる主要文献は図表9のNo. 1～5に示す5件であった。1960年代までの文献は、活動主体を女性と捉えていることが特徴である。No. 1、3は女性の社会参加をすすめるため、「市民活動」を推奨することを目的とした調査の報告であり、No. 2は、1960年代初頭までに行われた日本女性による「市民活動」の概要を記述したものである。NDL-OPAC検出の2件（No. 2、3）は1960年代までと1970年代の「市民活動」の実態を象徴しているようで興味深い。No. 3は1970年代初頭、美濃部都政2期目で行われた都民女性対象の調査報告だが、同じ時期の1972年10月、東京都では対象を女性に限らない活動支援の場として、立川社会教育会館市民活動サービス・コーナーを設置している¹³。No. 5はそこで発行された情報誌である¹⁴。

このように1970年代には、生活重視型の市民運動ないし市民活動への参加者が男女を問わず増加し、それを支援する場が革新都政下で誕生したが、No. 4はこの年代、男女を問わず「市民活動」が行われるようになった社会的背景の理解に役立つと思われる。

その他、諸団体の会報バックナンバーや周年記念誌は、定期刊行を継続すること自体が、定常的・持続的活動という「市民活動」に特徴的な性格を帯びるものであることを示す資料となると考えられる¹⁵。また、関連分野の審議会記録等の行政文書、雑誌掲載記事や論説などは当時の時代背景を知る参考資料となるものである。

図表9 「市民活動」に関する1970年代以前（1980年まで）の主要文献一覧

No.	文 献 名
1	労働省婦人少年局編（富田）1951『アメリカ婦人の市民活動：その形態と性格』（パンフレット；No. 9）
2	平松昌子1962「女性と市民活動」小山隆編『現代日本の女性：その社会的地位』国土社
3	東京都民生局婦人部婦人指導課1971『都民婦人の意識と実態調査：社会意識と市民活動；（昭和45年度）』
4	松下圭一1971『シビル・ミニマムの思想』東京大学出版会
5	東京都立川社会教育会館1972『市民活動』（第1号）

12 労働省婦人少年局編（富田）1951では、『アメリカ婦人の市民活動』と題して、市民意識や「市民活動」について、現代の説明と同様の説明がなされている。こうした活動は、労働省婦人少年局による施策として、この時期、女性に推奨されたとみられる。これについては別稿の解題（日本NPO学会誌『ノンプロフィット・レビュー』に研究ノートとして投稿中）で詳述している。

13 奥田1989、中村1999

14 奥田1989、p15参照。OPAC検索結果では、同1982『市民活動サービス・コーナー蔵書目録8』が検出され、それ以前に発行の同目録は検出されなかった。奥田1989によれば、目録1～7までは同所発行の情報誌『市民活動』に付して発行され、1981年度になってはじめて目録8が独立して発行された。従って図表9では、図表8には含まれていないOPAC検索「目録8」に代わるものとして「目録1」を付す『市民活動』第1号を1970年代の文献とし、No. 5にとりあげた。

15 山岡1987、財団法人トヨタ財団2006は、1970年代末から、「市民活動」に注目し、これに対する助成事業を始めた民間助成財団の事業記録、住民図書館編1992は、1990年代にこの助成事業によって生み出された目録である。これらは発行年以前の「市民活動」の状況を検証する上で貴重な資料となる。なお、山岡1981にはトヨタ財団が「市民活動」に着目した発想が記されている。

3. 地域レベルの自然保護分野の市民活動団体の推移

3-1 地域のレベルの自然保護団体

第2章の文献検索結果からは、「市民活動」は1950年代から地域社会で生活する女性を対象に推奨され、1960年代後半から1970年代には生存を脅かしたり良好な生活環境を破壊したりする要因に対峙する運動が頻発し、それらから自らの生活環境を守り維持していこうとする自主的な活動が、男女を問わない主体により行われるようになってきたという流れがみてとれた。そこで、本章では、こうした一連の流れの中で、環境分野における地域レベルの自然保護活動を題材とし、その歴史的経緯把握の一助とするため、年代別団体数の推移を検証する。

このテーマを選んだ理由は、環境分野の活動全般にいえることだが、とりわけ「自然」といういわば公共財を活動の対象にする場合、対人サービス提供活動と異なり受益対象から対価がとりにくいという特徴があり、非営利な公益目的の活動にならざるを得ないこと、環境保全・自然保護は今日解決すべき社会的課題として一般に認知されているが、1960年代前後には世間一般では問題視されていなかったという点で、活動の先駆性や問題構築過程に注目すべき点があること、一口に「自然」、「保護」といっても活動者により主張が異なる多様性があること、など活動特性に関する理由が挙げられる。また、問題を社会に訴えかけ賛同者を増やす努力が必要だったことや、テーマに関する記録データを整える必要があったケースが多いことなどから活動記録資料（会報等）が比較的豊富に存在すること、経年調査を主目的にしたものではないが全国的なデータベースが整備されていることなど、資料収集に関する研究上の理由もある。

3-2 環境NGO総覧データベース検索結果より

3-2-1 環境NGO総覧

「環境NGO総覧」は、全国の民間環境活動団体の最新の所在や活動概要等を広く提供することにより、国民の環境活動への参加を促進するとともに、環境NGOの活動の推進に資することを目的とし、(独)環境再生保全機構によって作成されている。総覧の作成は1995（平成7）年以降5回行われており、環境分野における我が国最大のデータベース¹⁶として基礎資料にも位置付けられるものとなっている。ただし、調査項目は活動推進に資するための情報提供を主眼としていることから各回ごとに検討され、年度によってばらつきがあり、基礎資料としての必要項目が省略されている年度もある。また、記載内容については、あくまでも団体の自己申告であり、記憶違いや誤認等により必ずしも正確とはいえないデータも含まれることに留意する必要があるが、活動団体の問題意識や自己認識を知る上では有用であると考えられる。

3-2-2 データベース検索結果

本研究においては、団体の事業内容や活動形態、考え方に加え、設立年の把握が重要である。そこで、設立年が調査項目に含まれている最新データとして、平成18年版（2006年12月時点のホームページ掲載データ）を利用し、検索・集計・分析を行った。

環境NGOとして掲載されている団体のうち、自然保護を活動分野の一つに挙げている団体で、同一市町村内、または隣接市町村を活動エリアとしている団体を、「地域レベルで自然保護をテーマに活動する団体」とし¹⁷、その活動の経年的な傾向を把握するため、団体設立年別集計を行った。その結果を5年区分で図表化したものが図表10、11である。2006年時点で活動している団体のデータのため、当然のことながら、かつて存在したが現在はなくなっている団体については把握できない。しかしながら、ある地域限定とはいえ、自然保護というテーマの性格上、基本的には持続的活動が求められることから、継続されていないものについては、特定 이슈の解決をめざす運動的性格が強く、一定の決着によって活動を閉じたというケースも多いことと推察される。本研究では、継続的活動を「市民活動」の大きな特徴の一つと捉えるため、現在継続されている活動団体の情報から、研究目的に沿った一定の傾向が把握できると判断した。

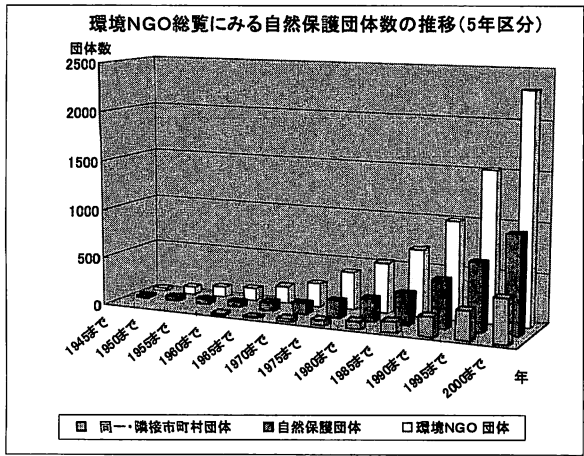
上記の留意点を念頭においた上で、団体数の推移をみてみると、環境NGOの全体数は1970年代以降大きく上昇し始め、1980年代後半から1990年代以降、急激に増加している。その中で自然保護団体も1970年代後半から増

16 同法人のホームページ（<http://www.erca.go.jp/>）で公開されており、団体自身によるデータ更新が可能となっている。

17 隣接する複数の県を活動エリアとするという場合、保護対象となる自然は複数県の境に存在することも多く、必ずしも行政区分上の広域圏を意味するわけではないなど、対象エリアの選定には市町村域や県域といった行政区割りのみに頼らない配慮が必要であり、同一県内・隣接複数県エリアについても検討の余地がある。これは今後の研究課題である。

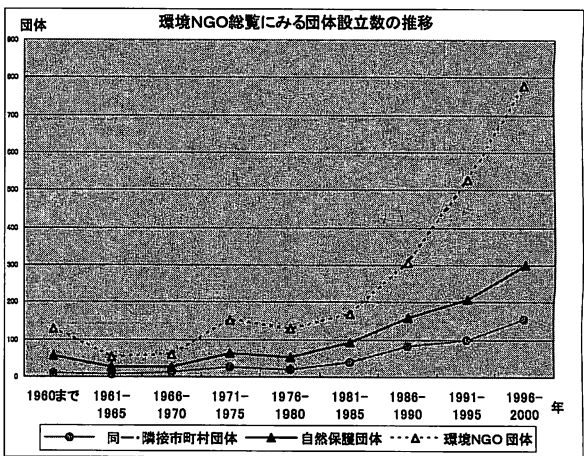
加が目立ち始め、1980年代後半から増加の幅が増している。大まかに見て、環境NGOの半数が活動分野の一つに自然保護を掲げ、そのさらに半数が地域レベルで活動する団体であるということがグラフから見て取れる。また、設立件数の推移について見れば、環境庁設置等、政策上の進展があった1970年代前半には、環境NGO全体の設立件数が急増している。その中で、自然保護団体の設立件数は1970年代まで横ばいであった。1980年代以降の設立件数の伸びは、都市環境として自然を含むアメニティが注目され出したことや、生態系への注目から地域レベルの身近な自然の再評価とその再生への取り組みが始められたことによると考えられる。設立件数の推移は団体数の推移とほぼ同様だが、近年、環境分野として多種多様なテーマが扱われるようになっているためか、設立件数に占める自然保護団体の比率は相対的に減少傾向にある。1970年代までは、広域・全国規模の、希少価値の高い自然を保護する団体数が増加傾向になっていても、地域レベルの自然保護団体の増加率は少なかった。以上のような状況の下で、今日まで長期にわたり存続してきている団体の活動史は、市民活動概念の形成過程を辿る重要な手がかりになると考えられる。

図表10 環境NGO総覧にみる自然保護団体数の推移



出典)『環境NGO総覧平成18年版』をもとに筆者作成

図表11 環境NGO総覧にみる自然保護団体設立数の推移



出典)『環境NGO総覧平成18年版』をもとに筆者作成

4. 「三浦半島自然保護の会」1950～1970年代の活動展開過程と諸特徴

4-1 団体概要と調査の方法

本稿では、長期継続事例な活動を行ってきている事例として、「三浦半島自然保護の会」の活動史をとりあげ、ケーススタディを行う。調査方法は、文献・記録資料調査、並びに聞き取り調査を行っているが、本稿では、主に文書記録の調査結果に基づき、必要に応じて聞き取り調査結果も加味して論考する。主要資料として用いたのは、団体会報『自然のたより』（月刊機関誌、各号）、『横須賀市博物館雑報』（各号）、神奈川県自然保護協会会報『かながわの自然』（年刊、各号）、団体関係者の著作、委託調査報告書等である。

「三浦半島自然保護の会」の団体概要は、環境NGO総覧作成のためのアンケート調査に対し団体が自己申告した内容で記すと図表12に示す通りである。後に示すように、活動は自然発生的に始められたが、『自然のたより』発刊が会の活動と存在を公言したことになるという理由から、その創刊年月を設立年としている。

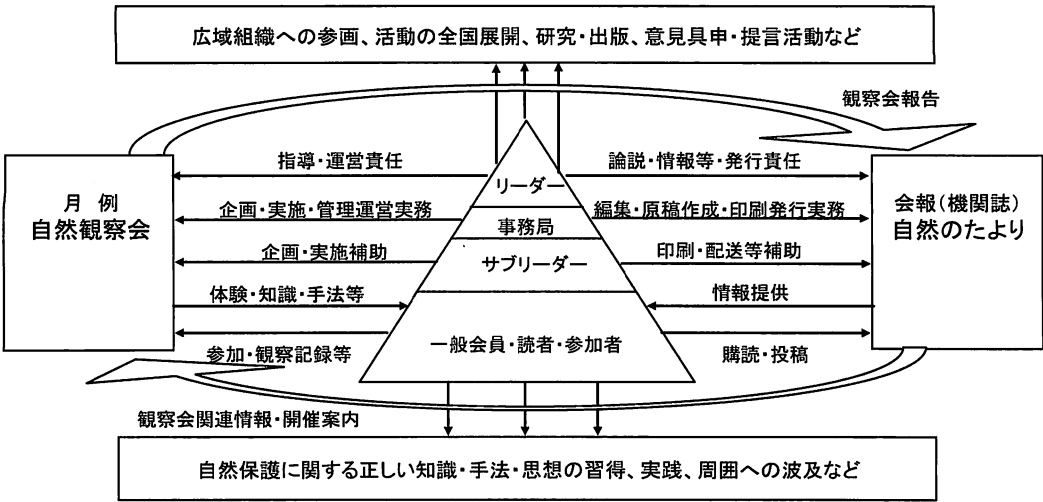
本会の活動は、上記の表にもあるように、『自然のたより』発行と月例観察会という2つの事業を中心に組み立てられている。会員内外に向け、2つの事業の他に学習会や映画会等が実施され、コアメンバー間では、専門的な調査・研究・指導・出講、情報交換、他組織への参加・協力などが行われてきている。こうした会の事業については、1964年制定の会則（資料1）で列挙されているが、2つの大きな柱による活動の形態を図で示すと図表13の通りとなる。

図表12 「三浦半島自然保護の会」 団体概要

所在地	〒238-0032神奈川県横須賀市（以下省略）			設立	1959年 5 月
代表者	柴田敏隆	事務局責任者	柴田敏隆	法人化	
電話番号	（省略）			E-mail	
Fax	（省略）			H P	
組織	常勤スタッフ 2 名　その他 6 名 個人会員380名			年間予算規模	900000円
団体目的	環境保全が主目的				
活動形態	実践活動　普及啓発　調査研究　政策提言				
活動分野	自然保護　環境教育　地域環境管理				
活動地域					
英文名称				英文略称	
団体概要	1955年頃から意識して、自然物を採らない、私物化しない、総合的・体系的に自然を観る「自然観察会」を始め、今年で45年。現今、全国的に盛んな「自然観察会活動」の原点となった。会員の年齢構成序列はなだらかである。			主な活動例	・ 月例自然観察会 ・ 月刊機関誌「自然のたより」発行 ・ 月例「勉強会」土曜夜18～21時 ・ 開発計画への意見具申 ・ 行政へ政策提言。
定期刊行物	月刊機関誌「自然のたより」				

出典） 2001『環境NGO総覧 平成13年版』
※所在地の地番、電話番号、Faxの記載は筆者が省略した。

図表13 三浦半島自然保護の会の活動形態



出典）機関誌『自然のたより』、聞き取り調査結果をもとに筆者作成

三浦半島をフィールドに、進歩的な考えを持つ自然保護の若手専門家たちが、1955年頃に出会って活動を開始し、発端となった出来事を経て会報（機関誌）を発刊して以来、今日までおよそ半世紀にわたり継続している活動史の中で、本稿で検討対象とする1950－1970年代とその前後の略年表を、図表14に示した。以下では、この間の会の活動史を、第Ⅰ期：初期展開期、第Ⅱ期：組織（自立）化・発展期、第Ⅲ期：再組織化・安定期の3期に区分して記述する。この時期区分は、初期展開・発展・安定という活動展開過程と、発足の宣言、会則の制定・改正という組織化の過程をもとに設定したものである。

4-2 第Ⅰ期：自然発生的誕生と初期展開期 1955年～1963年

本会の活動は、三浦半島に住み、早期から欧米の自然保護思想の潮流に触れる機会のあった、自然生物・理科教育等の若手専門家たちによって、自然発生的に始められた。機関誌『自然のたより』発刊に至るまで、彼等は

三浦半島をフィールドに、進歩的な自然保護思想に根ざした観察手法に基づく自然観察と情報交換に明け暮れていたようである。「三浦半島自然保護の会」誕生と『自然のたより』創刊は、『横須賀市博物館雑報』(No. 6)で報じられ¹⁸、その契機については『自然のたより』100号発行記念論説(記録10)、『同』創立20周年記念特別記事¹⁹(記録5、6、7)に記されている。

会の活動の原点ともいえる自然観察会は、発足の2年前に、博物館主催行事として実施されたことが『横須賀市博物館雑報』(No. 4)という館の公式記録に記されており、前述の創刊・発足を告げる記事では「本館の外郭団体の一つとして三浦半島自然保護の会が誕生」と明記されている。また、本会の事務所所在地は、発足以来1966年までの間、対外的には横須賀市博物館とされており、1964年に初めて制定した会則²⁰にも「事務所は博物館内に置く」と定められていた。こうした点からは、本会は当初、名実共に博物館の外郭団体であったという見方もできる²¹。

しかし、その活動は発足当初から、博物館を利用し調査研究や「友の会」的な活動等を行うといった域を大きく超えたものであった。当時、自然保護思想とそのための観察手法等は、全くといってよいほど普及しておらず、「たより」発行と月例観察会の実施を2本柱に、自然保護という問題の構築と普及をめざす、極めて精力的な取り組みがなされた。この「採集のない自然観察」実施を報じる『横須賀市博物館雑報』の記事(記録1)は、この時代、こうした取り組みがどれほど稀有なものであったかを示している。(以下、記録引用文中の下線は筆者による。)

また、本会の活動では、機関誌発行自体が活動の中核の一つをなすため、発行に関する詳細な規定が設けられた。創刊時に相談して決められてから、約1年間で定着したとみられる内容が、創刊1年後の夏休み号に掲載されている²²。

4-3 第Ⅱ期：組織化(規約・会員組織・運営体制整備)と自立化・発展期 1964年～1968年

発足5年後、会の創始者達(以下、第一世代)が30歳代となり、小・中学生の頃から活動に参加してきた子どもたちが高校の高学年になった頃、彼等(以下、第二世代²³)を中心に会則の制定と組織運営体制の整備が行われた。5年を経過して初めて定められた会則は、資料1に示す通りである。部活動や生徒会活動等を通じて、組織運営手法に熟達していた第二世代を第一世代が支える形で定めたであろう会則は、会の所在地、会員と会費、役員等の規定、目的と事業等が明確に記された本格的なものであった。

この時代、会則には博物館が事務所と定められたが、その2年後の1966年以降、事務局所在地＝実質的な事務所は、しばらく役員宅を転々とし、ひとまず会長宅に落ち着いた。こうした過程は、博物館の外郭団体ともとれる位置付けから独立的な民間団体への移行、すなわち団体の自立化とみることができよう。度重なる反対運動への協力や政府批判とも取れる意見表明²⁴などが自立化の背景となったとも推察される。

1960年代には、首都圏を中心に自然破壊が進み、学生・住民運動も激化した。こうした時代背景の中で、運営体制と活動規範の整備という大きな組織的成長がみられ、高校生達による活発な活動が行われ、『自然のたより』は100号発行までに至った²⁵。一方、第一世代は、年齢的に、職業人としても家庭人としても多忙な時期を迎えると同時に、他地域や県域・全国組織で展開される活動に追われるようになっていった²⁶。

18 記録2参照。

19 20年前を振り返り、創刊当時のエピソードを、最終ページに余談的な扱いで1年間連載している。

20 資料1参照。制定の経緯、内容は次節で述べる。

21 瀧端2004。

22 記録8参照。

23 彼等は、何歳か年上の上級生達がサブリーダー的に活躍の様子を見て、それを見習い、それに続いてきた層である。いわば1.5世代の上級生達は、会の運営を担う第二世代とはならず、成長して社会人となってからは参加者に徹する道を選択したという。(H氏からの聞き取り(2005年12月2日)による)

24 県立公園設置に向けた基礎調査への参加(記録3参照)や、総合開発計画策定以前に市委託の形で自然保護の実態調査を実施し、その報告書(横須賀市1965)が計画策定時の基礎資料作成に利用されたとみられる(行政関係者からの聞き取りによる)ことなどから、開発激化前夜にあたるこの時期には、神奈川県や横須賀市行政の企画部門に対し政策提言的な活動を行うような関係にあったと推察される。しかし、その前後の時期には、葉山や三浦といった他の自治体に対してとはいえ、開発政策に対する反対意見の表明や地元住民等による反対運動への協力などの過激な動きがあった。

25 記録10は100号掲載の論説だが、100号発行を寿ぐというムードは乏しく、社会的課題の一つとなった自然保護に対する取り組みをさらに進展させなければならないという気概に充ちた内容である。

26 この頃から第Ⅲ期にかけての県域、全国域での活動に関しては、新堀1981、2002、神奈川自然保護協会1966～(年刊各号)、財団法人日本自然保護協会2002、等参照。K氏、N氏、S氏、S n氏からの聞き取りでも多くをお聞きしている。

4-4 第Ⅲ期：発展期から再組織化（規約改正・会員制度整備・役員改選）・安定期へ 1969年～1979年

この時期には、組織化を遂行し積極的に活動展開した高校生たちが、成人し就職して社会人となり、会務の中核を担うようになった。会の事務所も、実質的には第二世代の事務局担当者宅となっていた。第一世代は、自然保護運動の全国展開のために全国行脚し、中央政府や県の自然保護施策形成にも様々な形で関与するようになり、地元での活動は第二世代に任されるようになった。

それ以前の発展期も含む約15年間は、この第二世代が月例自然観察会を運営し、機関誌発行の実務を担っていたのである。この時代、自然保護の重要性は社会一般の常識となり、会員数は200名余りに達した²⁷。そして、彼等もまた30歳代という人生の多忙な時期を迎えていた。日常的会務を取り仕切っていた彼等によって、郵送実費以外全て有志の持ち出し・寄付に頼ってきたこれまでの財政経営では今後の運営は立ち行かないと考えられるようになり²⁸、会の運営方針が再検討され、会則の改正と再組織化が行われた。改正会則の内容は資料2に示す通りである。

この改正により、事務所所在地の変更、会員種別の削除と会計年度・会費金額・納入時期の変更、入会金の新設がなされ、同時に、“Conservation”という用語が全て「自然保護」に書き換えられた。会則の改正により再組織化がなされ、分担制が宣言された新しい組織運営体制下で、『自然のたより』200号が発行された。199号、200号と続けて、当時の社会情勢と会の運営状況に対し、第一世代が創始者としての見解を示す論説が掲載されている²⁹。

200号発行から3年後、第3期：安定期の最後には、組織運営の方向性に関して、第一世代と第二世代の間で意見対立が生じ、第二世代が揃って事務局運営から退陣することになった。これ以降も、月例自然観察会は欠かさず続けられたが、「たより」の発行は滞り始め、1980年以降の第4期には長期休刊に至るのである。

5. 分析・考察

5-1 分析の視点

前章では、「三浦半島自然保護の会」の活動史を第Ⅰ期から第Ⅲ期までに区分して記述した。この区分は、発端から初期展開・発展・安定という活動の展開過程に注目したものであると同時に、機能分化していない初期集団・機能分化＝組織化した集団・組織機構を整備した組織という、組織化の過程に注目した組織のライフヒストリーに基づくものでもある。本章では、この各段階を通して、第2章で論じた問題構築、市民活動の諸特徴（①継続的実践、②創造的手法開発、③参加インセンティブ重視、④自発的参加）と市民活動概念が、どのようなものであったか、分析・考察する。

5-2 問題構築

5-2-1 問題構築

本会の問題意識は、会の名称に示されている通り、自然保護に関することである。1950年代、自然保護は社会一般において、特段問題視されていなかった。経済的発展に裏付けられた都市開発、生活の利便性の向上が最優先課題であった時代、自然は身近な至る所にあり、むしろ都会的洗練に対置されるような存在だった。首都圏近郊部という地理的条件下で、加速度的に消費され破壊され出した身近な自然の価値とその維持の必要性について、自然生物全般に対する生命尊重、生態系の維持など、今日では常識的となった概念を用いて理論構成し、限りある自然の活用、保全、自然と人間の共生などを訴える問題構築がなされた。

第Ⅱ期の末1968年、活動開始後、約10年経過して100号発行を記念する論説（記録10）では、激化している自然破壊に対峙しさらに取り組みを進展させなければならないものの、この問題が広く世間に認知されるようになったことについて、「隔世の感がある」と述べるような状況になった。しかし、第Ⅲ期、全国的に開発熱が再燃した1970年代後半の200号発行を記念する論説（記録12、13）では、社会一般に普及した自然保護が、皮相的・情緒的なものでしかなく、自然保護の本来的な在り方を再検討する必要があると訴えている。

²⁷ H氏からの聞き取り（前掲）による。

²⁸ 記録11、H氏からの聞き取り（同上）による。

²⁹ 記録12、13参照。

5-2-2 目標と戦略の決定

本会の目的は三浦半島において自然を保護すること、長期的にはその活動実践を全国的に敷衍し後世に継承すること、最終的にはそれを通じて将来的に自然保護を実現することであると考えられる。そのためには、幼い頃から自然に親しみ、実体験を通じて自然保護概念を身につけることが最も有効であると考えられた。そして、この概念・思想が日常生活の中での実践にむすびつき、市民意識の基盤に浸透することが目指された。

そのための方策として、小・中学生以上向け機関誌『自然のたより』を発行し、月例自然観察会を行う、という2つの活動の柱が企画されたのである。

5-3 活動の特徴

5-3-1 継続的な実践と独自手法の開発

上記の2本柱は、両方とも毎月1回定期的に発行・開催されることが特徴である。機関誌発行の方は断続的に長期休刊の期間があるが、月例自然観察会だけは毎月欠かさず実施されてきている。(開催案内を告げるため、最低限の「たより」だけは欠かさず郵送されてきた。) また、「採集しない自然観察」そのものが独特の手法といわれた時代、観察会参加者が体験を通して、自然の生物やしくみなどに対する理解や観察手法・自然保護概念を効果的に身につけられるようにと、白荷札や透明なイチゴパックの利用³⁰など、数々の具体的・独創的手法が開発されてきた。

5-3-2 参加インセンティブ重視と自発的参加

自然発生段階の頃のメンバーは専門家とその教え子を中心だったが、機関誌『自然のたより』創刊による発足以降、「たより」を読んで観察会に参加する、多くの会員を募集するようになった。そのモデルが自然保護団体のジュニア向け新聞だったことから、主たる会員は当初、小中学生とその家族であった。「たより」には投稿が何回か掲載されると「通信員」になれるという制度が設けられており、また、月例観察会では参加者の世話や補助的な説明などをするサプリーダー的な役割があった。これらは、成長期にある会員にとって、より高次の参加インセンティブを促進するものであり、特に「通信員」制度はそれを重視するものであったといえよう。

また、自発的参加という点では、入会自体が自発的な行為を受け入れる形だが、会の内部での活動も自発性に基づいて行われてきた。リーダー層によって数々の意見具申、諸指定の陳情や開発反対運動への協力、審議会参加や広域組織での活動が行われたが、これらは、会を代表したり、会員が義務的に動員されたり、組織として全会員で行うことを前提とするといったものではなく、必要に応じて会員への報告や問題提起、呼びかけなどがなされ、会員がそれを受け止め、賛同する会員が自発的に協力するという形がとられていた。

5-4 その他の諸特徴

5-4-1 専門家コミュニティ

本会の初期の主要メンバーは、理科教員、博物館学芸員とその教え子達であった。周辺には、各専門の生物・植物等の大学教員、研究者、他地域の自然保護関係者等が存在していた³¹。中核から、周縁、外部まで、自然生物や生態学などに関する専門家のコミュニティが深い関りをもっていることが、この分野の活動の特徴といえるだろう。これは、出身校や職場、学会、専門分野の研究会などでの先輩・後輩、同僚などの関係をもとに、専門用語や技能、基礎的理解の共有を前提とした専門家集団であり、情報交換や調査協力などをしあう仲間であった。彼等との接触は、ジュニア世代の会員の参加意欲の向上に大きく役立った³²。

5-4-2 活動の場 観察フィールドと組織運営の場

会の活動の主要なフィールドはいうまでもなく三浦半島地域であり、ここでの自然観察が活動の中核をなす。ここで得られた情報をもとに発行する機関誌の編集印刷作業、情報交換などが、もうひとつの重要な活動であり、

30 柴田1976、財団法人日本自然保護協会2002等。

31 多くの専門家が、観察会・学習会の講師として招かれたり、調査活動を共にしたり、会員であったりしたことは、「たより」掲載内容や、その他の文献、聞き取り調査結果などから知ることができる。

32 H氏からの聞き取り、前掲によれば、小学から中学生時代のH少年にとって、野外フィールドや博物館などで目にする彼等の活動の様子は非常に魅力的であり、参加意欲・学習意欲を大いにかきたてられたようである。

そのための場が、「たより」の奥付に印刷所として記されている「雲竜舎³³」であった。編集会議と原稿作成、印刷、発送等の場は、具体的には、1箇所ではなく、初期の頃の会長宅、高校の生物部室等、複数の場所であったようだ³⁴が、「雲竜舎」とは、そうした一連の作業を行う空間の象徴であったといえよう。企画・編集会議とその後に続く情報交換や交流、そして、印刷発行に必要な諸々の共同作業等が、会員間の絆を深め、活動を継続するもうひとつの原動力となっていたと考えられる。

『自然のたより』は1975年からオフセット印刷になったが、それ以前の15年間、ガリ版印刷が続けられた。カットも含めて全て手書き、手作業で行われていた時代、「雲竜舎」はその活動を共にする仲間の絆の象徴であったともいえよう。印刷作業の外注と組織整備、分担制の徹底により、組織運営が合理化され、ボランティアに行われて来た事務局のしごとの負担が軽減された。そのことは一方で、会員間の絆を深め維持していくもうひとつの活動の場が失われたことを意味するように思われる。

5-4-3 活動実態と組織整備の時間差

自発的な無償労働の提供を基本とする組織は、明確な役割分担や機構を取り決めるまでには時間がかかる。それは賃金労働の場のように職務命令によって決められるわけではないので、実態が定着してきてはじめて明文化されることになる。また、活動者にとって、組織運営に関する事項は事業サイクルとは別な手順が必要となるため、先送りにされがちでもある。本事例においても、活動を開始してから5年後、創始者ら事業実施の主力メンバーとは異なる層、高校生らによってはじめて会則や役員人事等が明文化された。しかし、整備がようやく達成される頃には、組織のライフヒストリーは既に先に進んでいることが多い。

例えば、本事例の事務所所在地の変遷についてみてみよう。第Ⅰ期、1959年活動開始時点から、本会は『自然のたより』の奥付等で、対外的な事務所を横須賀市博物館としてきたが、第Ⅱ期1964年になってはじめて、この実態を会則で規定した。ところが、その2年後の1966年には、事務所所在地は会長宅に移され、さらに2年後の1968年には、H氏宅に移り、そこでようやく落ち着いた。しかし、1964年制定から1975年改正³⁵までの間、本会の事務所所在地は、会則上は、横須賀市博物館とされていたのである。これは、組織の実態と規範形成との時間差だが、外部からの評価についても同様のことがいえるだろう。

5-4-4 人材の育成と輩出

活動が長期継続されてきた結果、成長した会員が、関連分野の大学に進学し、自然保護や教育等に関する職業についたり、我が子を入会させるようになったりといった人材育成の効果が生じている。中には、レッドデータブックの執筆を担当したり、それぞれの専門分野や別の組織で要職についたりといった例も多い。本会は、客観的に見て、非常に多くの優秀な自然保護人材を輩出したということができよう。

5-4-5 組織理念と組織運営の視点からみた世代交代問題のメカニズム

一方、組織継続のための人材育成という点では、本会は、一般的な組織内世代交代の問題を克服したとはいえない状況にある。明確な問題意識をもとに活動を開始した第一世代にとっては、その問題を解決しようとするミッションの実現が最優先課題である。本会の場合、第一世代のもとで成長した第二世代は、自然生物への興味関心や愛着の深い子どもたちが、活動に参加しながら会のミッションを学びとっていった層である。彼等は成人した段階ではじめて他に諸説が存在することを知り、それまで唯一無比であったミッションが社会一般において、あるいは諸所の専門領域において、どのように位置付けられているか客観的に知るようになる。その上で主観的判断をするようになり、自分自身が第一世代とは異なるスタンスにあることを自覚するに至った³⁶。

それでもなお、彼等が活動を継続し組織運営の中核を担い続けた理由は、ミッションを支える理念や実践のみならず、少年期、学生時代から社会人に至る活動期間の中で仲間と行う活動そのものに魅力があり、その基盤として彼等自身が形成してきた組織に対する愛着と、それを維持・発展させようとする責任感が培われていたためではないだろうか。組織の拡大や維持という組織運営課題をさらに重視しようとした第二世代と、終始一貫して自然保護理念とその実践を追求してきた第一世代との確執は、このように、同一化から巣立ちへと向かう青少年期の成長過程の原理と、創始者と後継者という立場の違いに基づくミッション重視の視点の相違に起因して生じ

33 この名の由来は「自然のたより20年」の連載の中等で記されている。

34 H氏からの聞き取り、前掲による。

35 この改正会則上で、事務所をH氏宅におくと規定された。詳細は資料2、改正会則参照。

36 H氏からの聞き取り、前掲による。

たものと思われる。

5-5 市民活動概念の形成

例えば『自然のたより』50号（1964年1月）³⁷の論説をみてみよう。ここで記されている「われわれの活動³⁸」とは、いうまでもなく、開始して9年が経過したという自然保護運動のことであろう。この運動は社会運動論において、女性分野や内なる国際協力分野などとともに、代表的な「新しい社会運動」の一つに挙げられる環境運動の一分野である³⁹。初期展開から発展期の初め頃にかけては、確かに、開発問題等について科学的理論やデータに基づく意見を表明し、開発等の施策に対する反対運動なども行われた。

しかし、活動発展期以降には、さらに頻発するようになった開発等に反対する住民運動等に関する場合、運動組織に個別に参加する、別組織を作るなどの方法で、基本的に定例観察会と「たより」発行を主軸とする活動とは切り離され、運動には意思のある者のみが参加することが明確にされるようになった。また、創立時以来、会の主たる目的は、自然に関する知識や自然に接する技術を習得し、日常的な実践を通して自然保護精神を定着させることであった。このことから、彼等のいう自然保護運動とは、実践活動の継続を最重要視する、特定のイデオロギーに依らない、将来展望をもった長期継続的な活動であったといえよう。

この継続性と日常性、実践活動の重視、特定の政治的イデオロギーに依らない、科学的根拠に基づく理論的主張、反論の場合には代替案の提示を伴うといった特徴は、第2章で述べた「市民活動」の諸特徴に一致する。こうした自然保護目的の継続的活動は、当時「市民活動」と呼ばれてはいなかったが、開発行為等に反対する住民運動や市民運動などとは一線を画すものとして、明確に自己認識されていた。このような諸特徴をもち、問題解決の方策を自ら担おうとする利他的な実践活動が、この時期、他の分野でも見出されるようになり、1980年代以降の「市民活動」概念の形成に結びついていったものと考えられる。

6. おわりに （まとめと今後の研究課題）

本稿では、文献・資料調査と事例分析結果から、1950年代から1970年代において「市民活動」という言葉が表したもの、自らは「市民活動」という言葉は用いないが実質的にそれに相当する活動の実態について考察した。言葉と事例の双方からの検証によって、実証研究の重要性があらためて確認できたように思う。事例分析の結果、第2章で述べた「市民活動」の諸特徴に加え、5-4で示したような組織論的諸特徴が見出された。これらが他の活動分野にも通じる普遍的な特徴といえるか否かを明らかにすることが今後の研究課題の一つである。また、今回は検討しなかった私的要素、参加者・関係者への影響、社会的インパクトなども今後の課題である。これらについては、今後、同様団体を対象とする実態調査、会員等に対する聞き取り調査、関連文献・資料の調査結果などをもとに詳細検討していきたい。

謝 辞

本研究では、「三浦半島自然保護の会」関係者や自然保護団体関係者、行政関連部署職員など、多くの方々に聞き取り調査を行っている。本稿では、紙幅の都合上、そのごく一部を示しただけで、個別記録の紹介はH氏からの聞き取り結果のみにとどめさせていただいた。調査にご協力下さり、多くの貴重な資料の提供やご教示をいただいた皆様に、記して感謝申し上げる。

37 記録9参照。

38 引用文中の下線部参照。

39 内外の環境運動、自然保護運動については、Dunlap & Mertig eds. 1992、飯島2000、MacCormick 1995、村橋1989、村串2005、中澤2001、Nash 1989、親泊素子1989、寺田1990、1994、1998 a、1998 b、等参照。

図表14 三浦半島自然保護の会 活動史年表（1950～1970年代）

年	和年	主な出来事	事務所 所在地	印刷所	編集局	事務局	会費	組織運営事項	備考
1929	昭和4								国立公園協会
1934	9								日本野鳥の会
1942	17								山階鳥類研究所
1945	20								WWF終戦
1947	22								日本鳥類保護連盟（G HQ主導）
1948	23								IUPN設立
1949	24								三浦半島研究会
1951	26	S氏、市立中学に勤務、K氏、県立横 高に勤務。	—	—	—	—	—	—	NACS-J
1952	27		—	—	—	—	—	—	日本野鳥の会横浜支 部
1954	29	S氏市博物館入職（初代学芸員）	—	—	—	—	—	—	
1955	30	自然発生の誕生（両氏が教え子の生物 部員に伝授したフィールドワーク技 法を通して出会う）	—	—	—	—	—	—	市博、第1回児童生徒 夏休み採集展
1956	31		—	—	—	—	—	—	IUPN→IUCN
1957	昭和 32	「採集のない自然観察会」開催（「郷 土の自然を探る会」と市博物館との共 催）	—	—	—	—	—	—	日本生物教育学会創 立、郷土の自然を探る 会
1958	33	市博雑報記事で「風変わりな自然観察 会」と紹介される	—	—	—	—	—	—	
1959	34	自然のたより（月刊機関誌）創刊／会 の誕生を公式宣言、月例観察会実施	（横須賀 市博）	雲竜舎	（横須賀 市博）				県博物館協会・市博を 通し県立自然公園基 礎調査に参加
1960	35	丹沢シカ猟解禁反対運動、採集しない 観察手法提唱					会費なし、郵送 費・切手等と、 寄付募集	発行のねらい、 投稿・発刊規程 をたよりに掲 載、創刊の辞を 再録（16号）	丹沢の自然を守る会
1961	36	毘沙門景観保存提唱、狩猟法改正提唱							県自然保護組織設立 準備会
1962	37	佐島ハーバー問題、小松が池を禁猟区 に提唱			T氏宅				鎌倉御谷保全運動
1963	38	葉山柴崎真名瀬海岸埋立反対運動							
1964	39	真名瀬問題決着（知事、葉山町議会の 埋立承認を承認）	横須賀 市博		H氏宅			組 織 運 営 体 制・会員制度整 備（会員種別 有）規約制定	高3会員による組織 整備・組織運営開始 ＊規約上の事務所
1965	40	横須賀市委託調査「市域における自然 保護を要する地域の実態報告書」提出							県自然保護協会設立 （事務局：県教委文化 財保護課）
1966	41	江奈湾埋立反対	（K氏 宅）		I氏方 （住所は K氏宅）	市博→K 氏宅→横 高内（Z 氏）と変 転	初めて会費納 入記事（小中 50、高100大 一般200／年、切 手可）		首都圏近郊緑地保全 法、首都圏近郊整備地 帯・都市開発区域指 定、古都保存法
1967	42	金沢埋立反対			Sa氏宅				丹沢自然保護協会設 立、公害対策基本法、 武山、大楠山、衣笠、 葉山等保全地区指 定、武山、葉山、特別 保全地区指定
1968	43	3月、自然のたより100号発行	（H氏 宅）		H氏宅 （H氏、 事務局 長）	H氏宅	会費値上げ（正 会員：小中高15 切手12枚、賛助 会員300、パト ロン会員3000）		神奈川県自然保護連 絡協議会
1969	44	5月、設立10周年						会員名簿作成 の告知	
1970	45								自然環境を取り戻す 都民集会（デモ）
1971	46								全国自然保護連合、 WWFJ、環境庁
1972	47								自然環境保全法、県自 然保護課設置
1974	49	自然のたより、ガリ版印刷はこの年12 月まで		NRC ※					
1975	50	自然のたよりこの年以降オフセット 印刷。表紙、大判の手描き絵はこの年 まで	H氏宅	板倉印刷			入会金500円、 年会費2,000円 （会員種別削 除、一律会費）	規約改正	＊規約上の事務所を 改正時に変更
1976	51	自然のたより200号発行							
1979	54	5月、設立20周年（234号） 6月、235号発行	（S氏 宅）	F、フタ バヤ	S氏宅	S氏宅			
1982	57	第1回神奈川県文化賞受賞							池子の森問題
1983	58	「自然のたより」はこの年3月より 1992年7月再発行まで約10年間休刊						この頃から60 号ほど会員内 「news letterか わせみ」発行	まいおか水と緑の会 設立
1989	平成 1	小網代の森ゴルフ場建設反対署名運 動協力（設立30周年：月例観察会は実 施、たよりは休刊中）							

出典）筆者作成

※1974年印刷所のうち、2月と12月は雲竜舎。

記録 1

「《行事記録》採集のない自然観察 郷土の自然を探る会」

「1957年11月3日、第10回市民文化祭参加行事の一つとして、本館の行う「郷土の自然を探る会」が行われた。(中略) 45名もの参加者が集まった。(中略) 本館の柴田が自然保護の立場から、無分別な採集を排した新しい自然趣味の確立が行われても良いではないかという趣旨のもとに(中略) 体系的な自然把握の方法などの説明があり、同時に参会者全員が夫々に知見を発表し合う、いわば参加者全員が講師であるという一風変わったこの会の在り方も説明した。但しなれない人の為に一応本館で準備した各専門に詳しい人々の紹介はあった。道々、植相の概観や、野鳥の説明などがあり、ツチイナゴの脱皮を見つけては一斉にカメラの砲列を敷き、ドクガの幼虫の解説にはノートに忙しい小学生など、のどかな秋の日射しの中をゆっくりと武山山頂に(後略)」

出典) 横須賀市博物館, 1958, 「《行事記録》採集のない自然観察 郷土の自然を探る会」

『横須賀市博物館雑報 No. 4 (1958年3月25日発行)』pp 7 - 9

記録 2

「三浦半島自然保護の会誕生」

「1959年5月、折しもバードウィークの佳き日を記念して、本館の外郭団体の一つとして三浦半島自然保護の会が誕生し、機関紙「自然のたより」が発刊された。之は自然を正しく認識しその愛護保全と活用をはかることを目標とし、特に若い世代への働きかけを重視している。機関誌「自然のたより」はアメリカのオージュポンジュニアクラブの機関誌とソビエトのビタリ、ビアンキの主宰する「森の新聞」に範をとったもので、自然界のニュース、論説、用具解説、クイズ、掲示板などからなり小学校高学年以上並びに一般成人層を対象にし、毎月10日に発行される自然誌ジャーナルである。」

出典) 横須賀市博物館, 1960, 「三浦半島自然保護の会誕生」

『横須賀市博物館雑報 No. 6 (1960年1月30日発行)』p14

記録 3

「県立自然公園の基礎調査」

「神奈川県では風光明媚な三浦半島の海岸地帯の自然景観をそのまま生かした県立の自然公園に制定するために、この度、神奈川県博物館協会にその基礎調査を依頼して来た。協会では早速地元の本館とそのスタッフがこの調査に当るよう指示したので、去る12月より、現地調査が開始された。(中略) 担当は本館の大谷、柴田、それに三浦半島自然保護の会の金田平氏(横須賀高校教諭) 寺島浩一氏(馬堀中教諭) 小粥康治氏、伊達睦氏(共に大学生) が当り、これに県土木横須賀出張所の石井十三夫技師、横須賀市都市計画課の今井政治技師も時々参加されている。三浦半島は近年急激に開発が進み、このままでは美しい景観の保全が非常に憂慮される事態に立至っている。(後略)」

出典) 横須賀市博物館, 1960, 「県立自然公園の基礎調査」

『横須賀市博物館雑報 No. 6 (1960年1月30日発行)』p22

記録 4

「この新聞を発刊するにあたって」

「虫害・治水・河川汚染はては空気汚染など天災ならぬ人災が相変わらず問題をなげかけております。多数の人々が狭い国土にひしめいている我国に於いて殊更、これらは真剣に考えねばならぬ問題ではないでしょうか。自然を最良の状態で維持し活用する事こそ人類の繁栄と幸福の為に極めて必要なのだという事、そして又、その為の自然保護Conservationの必要性を改めて痛感します。これらの為には自然を正しく理解することこそまず必要です。生物が環境を作り、環境が生物を作っている“自然の法則”を実際に自然に入りこんで学ばねばならぬと思います。(中略) アメリカにおいて、オージュポン協会がジュニアクラブの育成につとめてからすでに半世紀を経過しております。そしてその影響をうけた人たちが現在の体制を築きあげているのです。或いは又、ソビエトのビアンキが“森の新聞”を発行してより30年が費やされているのです。これらの歴史的過程を考えると青少年育成に努力を口すことこそ最も堅実な方法であり、最も近道であることを確信するわけです。」

遅ればせ乍ら、次の世代に大いなる期待をかけて“自然のたより”を発刊しました。ひとまず私たちの手近な三浦半島を舞台として私たちのもち得た子供のグループを中心に生物季節の速報、ニュースバリューのある動植物、気象、地学関係の記事を主体とした自然誌ジャーナルとして送ります。子供たちに、正しい自然認識と正しい生命観の確立を、実践を通して体得させる手がかりとしていきたいのです。そして将来、自然の保護管理の推進力となって貰いたいのです。」

出典) 三浦半島自然保護の会, 1959, 「この新聞を発刊するにあたって」

『自然のたよりNo. 1』(1959. 5. 10) p 2

記録 5

「採集のない自然観察の発祥 昭和32年11月」

「自然のたよりは、今から20年前の1959（昭和34）年、5月10日に創刊されました。それより4～5年前から自然保護の活動を続けてきたのですが機関誌の発行を決意したのは、このままでは日本の自然が危ないという心からの危惧がそうさせたのです。それは、開発よりも人々の自然観や自然に対する態度から感じとった心配でした。果たして、昭和35年、池田首相が高度経済成長をうたって登場するや、たちまちのうちに恐るべき自然破壊が、日本の国土を目茶目茶にじゅうりんしていったのです。」

「5月の自然は、1年中で一番美しく、一番情報量に富んでいます。まだまだ緑の多い三浦半島は、開発と保護を肌で学びとる絶好の野外教室です。自然を楽しみつつも人と自然のかかわりを深く考え、論じながら山野を歩きましょう。」

「自然趣味といえば採って持ち帰る。自然学習さえ珍稀物の採集と標本作りといったパターンが自然認識を誤らせる一因と考えた当時の私達は、試みに徹底した採集否定を前提とした新しい野外観察を始めました。これはその後全国的に定着した「自然観察会」の原点となりました。写真は、ツチイナゴの脱皮を観察する一同で「たより」発刊より2年も前の秋の一日でした。」

出典）三浦半島自然保護の会，1979，「採集のない自然観察の発祥 昭和32年11月」

『自然のたよりNo. 234』（1979. 5. 10）pp 1-2 《表紙写真》説明

記録 6

「自然のたより20年 契機1」

「会長の金田さんと私は、昭和20年代の後半には、既に自然保護を意識し、いろいろと模索をしていました。昭和30年頃から、この意識はもっと明確なものとなり、今日の自然観察会と全く同じ（もっときびしかった）活動をはじめました。しかし、機関誌はまだ出していません。

自然のたよりを出すにはひとつの重要な転機がありました。それは、昭和33年5月18日のことです。東京にある採集と飼育の会の第25回採集会が、逗子の二子山で行われたのです。この採集会に、勉強のためにと参加した我々の一行が目のにしたしたのは、恐ろしいばかりの乱獲と自然破壊でした。大人数だったから、文字通り、草はふみしだかれ、地肌はけずられ、小川を渡るために、木が何のためらいもなく倒されました。捨てられたゴミの乱雑さは目を被いたくなるほどで、我々が一カ所に集めたら山となりました。この光景は写真やスライドに納めてのちの討論の素材となりました。結局、こんな自然趣味が許されて良いものではない。ましてや伝統ある有名な会で、高名な博士が何人か指導に当っておられるのです。そこで、採集と飼育の会に対して公開質問状を発したのです。

返事は丁寧そのものでしたが、採集会への反省は全くなく、自然を知るには、名前を知るのが必要。そのために採集して標本を持つことは必須であり、そのために少しぐらい自然を損ねても仕方がないし、心配はない。何しろ自然は豊かなのだから……といったものでした。つづく」

出典）三浦半島自然保護の会，1979，「自然のたより20年 契機1」

『自然のたよりNo. 238』（1979. 9. 19）p 4

記録 7

「自然のたより20年 契機2」

「その頃既に私達はかなりの理論を持っていたので、こういう考え方は全く肯定できません。こういう自然観こそ、叩きなおしていかなければと、ますます自然保護への決意を固めました。ところが、私達は、上司であり、先輩でもある某先生から叱られたのです。「人の非を挙げつらうような下らぬことは止めよ！それに採集否定などナンセンスだ」と云うのです。後半の方はなっとく行きませんが、前半の方は、仰る通りです。この採集会を案内した地元の某先生が、この上司の友人に当るので、私達の言動が、その先生に失礼に当たると共に、上司の面目を潰すことになったのが、その叱責の要因のようでした。そこで、私は、その某先生のお宅へ非礼のお詫びに参上しました。ところが、先生はにこやかに、「君達の考えは良くわかる。人間正しいと思ったことは、人の思わくなど気にせずに、どんどんおやりなさい」と逆に激励されたのです。これは感激でした。こないきさつから、ひとつひとつの行為を近視眼的にとがめだてするよりも、広く社会に呼びかけて、私共の主張を理解してもらおう。そして同志をつのろう。若い芽生えも育てよう。仲間をふやし、運動の輪を広げよう。そのためには機関誌を持つことだ。機関誌を作って、これをどんどんくばろう。機関誌で活動と呼びかけて、月例の野外活動を持とう。自然のたよりの発刊は、こうした事件がひとつの契機となって生まれたのです。（S）」

出典）三浦半島自然保護の会，1979，「自然のたより20年 契機2」

『自然のたよりNo. 239』（1979. 10. 10）p 4

記録 8

＝発行のねらいと投稿・発刊に関する諸規定＝

本誌発行のねらい：

- ・自然の愛護・保全・活用（Conservation）の立場から新しい自然趣味のあり方を方向づける。
- ・総合的、体系的な自然観の確立と生命尊重の気風を養うことを目標とする。
- ・自然を公共の世襲財産として大切に扱う。
- ・消極的な自然の保護だけで終わらず積極的、生産的な自然の活用をはかる。
- ・特に若い世代への働きかけを重視する。

投稿・発刊のさだめ：

- ・郷土を中心とした生物季節の速報・動植物、気象、地学関係の記事、観察の方法やポイント、エピソードなどを主とする。
- ・400字詰め原稿用紙横書きとする。
- ・小学校高学年程度を一応の目標とし、別に教師及び野外指導者向きの記事も入れる。
- ・文章は小学校五年程度とし、新仮名、当用漢字を使用する。
- ・成るべく難解な用語や表現をさける。
- ・動植物名などは片カナとする。
- ・習性、生活史、生態的なものを重視し、形態や個体以下の生命段階を追求するようなものについては、それが理解の手がかりや、基礎になるものについてのみ必要にして最小限にとどめる。
- ・事実を歪曲しない限りにおいて、必要な場合にはジャーナリスティックな表現形式をとることができる。
- ・随時、随所に自然保護の主張を入れる。
- ・大型の高等動物や稀少動植物は特別有害なものを除いて成るべくその乱獲や無分別な採集を教唆することのないよう、特に注意して扱う。
- ・原稿〆切は毎月 5 日。
- ・原稿の採択は編集部に一任。
- ・B 5 版左横書きとする。
- ・近郊及び全国各地に特派員、通信員を置き、又地方版を発行することもできる。地方版を発行するときは、本誌発刊の主旨にのっとりなるべく体裁、規格などを揃えるようにする。

1959年 5 月10日 三浦半島自然保護の会

これまでの号の内容

- ・自然現象の予告 ・ニュース ・論説（指導者向け） ・クイズ ・コヨミ ・通信、たより
- ・事件 ・観察方法、技術、用具の解説 ・危険防止など注意 ・観察コース案内
- ・ブラインド（時事問題などを適時とりあげ子供向けの啓蒙記事）
- ・私もひとこと（擬人化した動植物からの投書の形式で苦言や主張）
- ・けいじばん（行事案内、一行案内など） ・その他」

出典）三浦半島自然保護の会，1960，『自然のたよりNo.16』（1960. 8.10） p 3

記録 9

「会が生まれかわります」

「夢多い、若いnaturalistのひとむれが、がむしやらに、この運動を始めてから 9 年が過ぎた。（中略）同志も増え日本鳥類保護連盟は、莫大な費用をかけて、この運動を全国的規模で推しすすめることにふみきり、“私たちの自然”を発行し、青少年愛鳥クラブを組織した。

あの当時から考えれば、我々の活動もずっとし易くなった。それだけ進歩があった。然し、問題は一向に片づいてはいない。依然として、国土や自然の開発には計画性がなく、conservationが実践される段階に程遠い。

（中略）会を作り、活動の中心であった諸氏も、年の経過と共に、会の事のみに専心することの困難な客観情勢が増し、“自然のたより”の発行を遅滞させ、自然観察会を定例的に開くことを不能にさせてしまった。一方、当初、会が対象とした少年達は続々と成人している。その彼等から“自然のたより”の老化を指摘されることはしばしばであった。こんな事から、彼等の忠告を謙虚に聞き、会の脱皮にふみきった。

組織をはっきりさせて会員制度とし、会員の意識を高める。“自然のたより”の編集、自然観察会等の行事の企画運営、会の庶務等一切を高校生による委員会で行わせる。大人たちは、彼等の進み方の方向付けと財政的援助を行う。といった形である。（後略）」

出典）三浦半島自然保護の会，1964，「会が生まれかわります」『自然のたよりNo. 50』（1964. 1.10） p 3

記録10

「論説 100号を送るにあたって」

「(前略) Conservation教育の為には子供達対象の教育の確立こそ急務であるとの考えから、「自然のたより」を発刊して早や100号に達した。当時、ようやく世の落着きと共に盛んになってきた自然趣味の会が、自然の宝庫は三浦半島だとばかり、続々とくり込み、海岸で、野山でふみあらし徹底的に採集して帰るのを見て、自然に親しみ研究する事を看板にしていながら、これで良いのかと腹を立てたのも活動の発端の一つであった。形態と分類という記載的面にのみ目を奪われている在来の指導者にまかせておいては、自然の中における生物の価値はとらえられまいということから、我々で子供達に本当の自然を知らしめよう、そして新しい自然趣味のあり方を生み出そうと考えたのである。やがて、日本鳥類保護連盟も“私達の自然”の刊行を始め、我々もそれに参画し、いわば“自然のたより”全国版が出現した。又、かつては東京農工大野鳥研の諸君によって「府中版」が出され、又、和歌山県那賀高校で「紀北版」が出されと、ヒコバエが育ちつつある。かくて初期の“自然のたより”の読者であった子供達が、今はもう100号の編集を担当し後進の指導に当るまでに育ったのである。この間、社会では著しい経済発展のかげで激しい自然破壊が行われ、それに伴って起こされた数々の公害によって、自然保護の必要性が(※空白)の分野から台頭して来た。今、巷に聞ける自然保護主張の声の高さは、創刊号当時とくらべ、正に隔世の感がある。だが然し、その殆どは感傷的であり観念的であり、結局、究極においては“人かトリか”とか“開発か保存か”とかいった形で取上げられる程度でしかなく、“人とトリを共存させ、開発と保存の平衡につとめる”ことが出来ぬのである。そして自然保護の必要を口にしながら、自然破壊に通ずる行為を気づかずに行っている人の多い事も注目しなければいけない。

(中略) かねてより我々の主張して来た自然保護講座の設置が、今春、東京農工大に実現した。これにより、Conservationが学問として発展する事に大いに注目しよう。(中略) 100号にいたるこの間、三浦半島内外の自然保護に関する具体的社会問題に対し図らずも数多く関係した。Conservationの問題が、政治的に動かされ、又、行政機構のセクショナリズムからいじりまわされている(後略)」

出典) 三浦半島自然保護の会, 1968, 「論説 100号を送るにあたって」

『自然のたよりNo. 100』(1968. 3. 10) p 2

記録11

「事務局より」

「“自然のたより”の発行がおくれ、観察会のお知らせもおおはばにおくれました。もうしわけございません。この頁をかりておわびいたします。さてここに1974年11月、12月号をまとめてお送りしますが、この2つの号は三浦半島自然保護の会としては記念すべき号になると思います。ガリ版印刷“自然のたより”の最終号なのです。(中略) おそらく読者の方々は毎月送られてくる“自然のたより”のガリ切りや印刷の様子を見たことがないと思います。意外と大変なんですよ!! (中略) 事務局では会長、理事、編集委員全員出席の上で結論を出し、1975年1月号より“タイプオフセット印刷”にふみ切ることになりました。この印刷法ならば手書きの味はいつまでも絵やカットで表現できるし、論説やたよりは欠字や誤字、判読できない文字などもなくなるだろうということです。1月号からの新スタイル“自然のたより”をお楽しみに!!

さて事務局より会員の皆様のお知らせがもうひとつあります。世の中の物価が連日のように急上昇しているこのごろですが、私達の事務局の会計もとうとう火の車となりました。“自然のたより”を印刷し発送するだけでも本当のところ会員全員の会費だけではとても収支があいませぬ。(中略) 新しいスタイルの“自然のたより”でこれからも会員の皆さんと意見交換をしたいと思います。そこでこれを機会に会の運営方針を少し改善してみました。ほんとうに改善できるかどうかは我々の努力もさることながら会員の皆さんの協力が大変必要となります。ここに改正された部分をお知らせいたします。

会員制度は完全会員制度になりました。普通会員(300円)賛助会員(500円)家族会員(3人以上1000円)及びパトロン等は全てなくなり、会員は会費を年間2000円納める者とし、観察会のうち年間1～2度は一般公開とし、会員外の参加者からは参加費を徴収します。事務局の仕事はそれぞれ分担制となり、事業部(自然観察や学習会の企画・運営)、編集部(自然のたよりの発刊と会の印刷物)、庶務部(会の運営と会費及び会計業務)などがあります。詳しい内容及び会則は新1月号に印刷物として会員の方々に郵送されます。以上よろしくご協力下さい。なお新会費(年間2000円)は昭和50年4月までに納入して下さい。新しい会費の納入方法は現金書留にて事務局まで郵送して下さい。新しい会員名簿も近々お手元に届きます。」

出典) 三浦半島自然保護の会, 1974, 「事務局より」『自然のたよりNo. 181』(1974. 12. 10) p 4

記録12

「論説 200号を迎えるについて」

「昭和34年5月10日発行の“自然のたより”創刊号から始まって昭和51年7月10日発行のものでとうとう200号ということになる。(中略)昭和43年3月に100号を迎え、その論説の中で我がN R Cの創立の機を述べ、今後ますます重要性を感じさせる印刷物にならんことを祈った。早くもその日から100号がまた過ぎたわけである。(中略)100号出版はある意味では我々が会員を含めて、三浦半島自然保護の会のあり方を研究し、新進路を解明し、大きく反省するよい機会になった。当時マンネリになった運営方針や観察会に新人の意見が大きくとり上げられ、印刷や編集にその若いエネルギーがそそがれた。諸大学で見られるような学生運動的パワーが会に新風として吹きこまれたといっても過言ではないであろう。地域住民へのひとつの奉仕団体と思い、かなり自分達の時間を犠牲にして活動を行ったことも事実である。会員も着実に増加したがその多くの人達には本当の三浦半島自然保護の会のあり方を知らずに退会した方もいたのではないかと思う。というのも奉仕団体の意味のとり違いや我々の観察会の運営方針にも欠点が現れていたと思う。やはり最近の傾向として、どこにでもあるような自然趣味の会的存在になったのではなからうか。また会員の中には1ヶ月に1度の楽しいレジャー便り(今の「自然のたより」のこと)を待っているのではないだろうか。我々が云わんとする奉仕とは団体労働的奉仕ではなく、純粋に自然保護教育を考え、実践する為の奉仕ではなかったのか。各地で自然がなくなり、保護保全がさげばれ、大学や高校の教科にも自然保護は大きくクローズアップされている。一方過激的とも思える活動や自然保護という看板を楯に本当のところは自然理解の少ない運動を進めているグループ活動も多い。会員中にもこういう多面的な自然保護活動の全国的な動向を知っている者も多いはずだ。いち早く話題としてとり上げ、全員で討議できるような会に成長させたいと思う。マンネリになった会の運営に新風を吹きこんでもらいたい。200号の発刊は前回の100号と同様、会の再発展になるようなよい反省の機としたい。自然に対する認識を印刷物や観察会を通して顧み、三浦半島での我々のなすべき目的をしっかりとくみとろう。」

出典) 三浦半島自然保護の会, 1976, 「論説 200号を迎えるについて」
『自然のたよりNo. 199』(1976. 6. 10) p 2

記録13

「論説 “自然のたより” 200号をむかえて」

「環境庁発足当時、ストップのかけられた様々な開発計画が、このところ一挙に再燃してきている。長野県はビーナスライン美ヶ原線の延長＝犀峠から先の建設について計画を発表し、今、国の自然環境保全審議会の諮問の結果を待っている。新全総で打ち出し乍ら世論の反対に押しつぶされた大隈開発計画は、少しばかり規模を縮小した形で鹿児島県から新大隈開発計画として打ち出されている。高度経済成長政策の歪みとして自然破壊と公害をひきおこし、それが生存への危機感という切迫した背景で、自然保護の世論を生み出したのが、1970年。そして1971年には環境庁が発足し地方自治体も自然保護担当部局をもうけ行政も自然保護に取り組むに至った。そして更に(中略)石油パニックという事件によって地球の資源の有限性が知らされ、それが地球的規模で取り扱われるべきであるとして、国連が人間環境会議を持ったのが、1972年であった。こうして「経済成長よりも、生存環境の保全」という世論が作り上げられたかに見えたのだが、こうした開発抑制の結果としておこった景気の低迷に不満が昂じ、景気浮揚を渴望する空気が出てきた。(中略)過疎対策の遅れや鳥獣による被害は自然保護主義者のせいだという云い様は、いたるところで使われている。

三浦半島の一隅で、首都圏の拡張に恐れをなして会を組織し、「自然保護」などという言葉がまだ、ほんの握りの人々の口の端にのる頃、3代後、100年後を目標にして始めた啓蒙運動が、この「自然のたより」の発行であり「自然観察会」のスタートであった。そして100号では「自然保護を求める声の高さに創刊当時と隔世の感がある」としながらも、「理念の浸透には、創刊当時よりはるかに難しさを増したことを訴えている。1968年である。自然保護指向が最高に高まったのは、その後の、1970～1972年であったというのに、200号の今、前述の如き世情なのである。所詮、「何もわかっていない」ということだろう。感覚的に自然の良さを言い、必要をいいながら、その自然の活かし方、扱い方については、何の学理もなく哲学もないということだ。夏休み“自然に親しもう”のキャンペーンが市内にあふれている。しかしそれは別荘分譲の広告であり、旅行業者のCMである。(中略)創刊号以来の論説の殆どが、今なお全く同じように繰り返し主張されねばならぬ実情なのだ。200号まで迎えながら世の中の物の考え方を変える力にはなり得なかったことを残念ながら認めざるを得ない。そしてこの間に、実にたくさんの自然をなくしてしまった。創刊当時、山階博士の言われた「100年計画の仕事」を改めて思う。我々のあとの世代に、自然保護の必要性を叫び、その実践に、或いは教育に使命感をいだく若者たちが多く生まれたことは、間違いない事実であり、これこそ100年後への確実な足りと信じよう。その彼等によって続けられる「自然のたより」の発行と「自然観察会」の実施に賭けよう。」

出典) 三浦半島自然保護の会, 1976, 「論説 “自然のたより” 200号をむかえて」
『自然のたよりNo. 200』(1976. 7. 10) p 2

資料 1 会 則

名 称	三浦半島自然保護の会 会則		
施 行	1964（昭和39）年 3 月 1 日		
条文番号	項 目	内 容	
第 1 条	名称と事務所	この会は「三浦半島自然保護の会」と呼び、事務所は横須賀市内川新田1920 横須賀市博物館内に置きます。	
第 2 条	目的	この会は三浦半島を主な活動の場として、Conservationの実践とConservation教育を次のような観点から行う事を目的とします。 Conservationの立場から自然趣味のあり方を方向づける。 ・総合的体系的自然観の確立と生命尊重の気風を養成する。 ・自然を公共の世襲財産として大切に取扱う。 ・消極的な自然の保護だけで終らず、積極的生産的な自然の活用をはかる。 ・特に若い世代への働きかけを重視する。	
第 3 条	事業	上記の目的を達成するために次の事業を行います。 1．“自然のたより”を発行すること。 2．定例自然観察会を行うこと。 3．正しい自然観の育成と自然保護思想の普及の為に講演会、映画会、展覧会、講習会等の行事を開催すること。 4．Conservation教育及びConservationの実践の為に必要と考えられる、掲示板の設置、出版、カレンダー、絵ハガキ、映画、スライド等の製作、配布など。 5．Conservationの実践の基礎とするための三浦半島の自然についての研究と調査。 6．他の自然保護団体との連絡を密にし、Conservationの施策の確立と円滑な実施に役立つよう努力すること。 7．巣箱、給餌台、水場の設置、食餌植物の植栽等、野生鳥獣の保護施設の設置。 8．以上の他、会の目的達成の為に必要な事業。	
第 4 条	会員	会員は次の 3 種とします。 1．正会員 年会費50円を納める小・中学生、及び年会費100円を納める高校生、及び18才未満の勤労青年。 2．賛助会員 一般社会人及び大学生で年会費200円を納める人。 3．パトロン 一時金5000円以上を納めて会の運営を推進する人及び団体。	
第 5 条	入会	会員となるには氏名、ふりがな、住所、職業（学生は在校々名と学年）生年を明記し会費を添えて申し込むこと。 三浦半島に在住していない人でも結構です。 入会年度は会務処理の簡易化のため、4 月から翌年 3 月までとして、途中退会者もこれに合わせて処理させていただきます。	
第 6 条	会員特典	会員は“自然のたより”の配布をうけ、“自然のたより”に寄稿し、本会各種の催しに優先参加が出来ます。 又、“自然のたより”にニュースを送り、6 回以上採用された人は本会通信員の称号を獲得出来ます。	
第 7 条	会長	会長は会を代表し、会務を総理します。 会長事故の際は、役員会に於いて直ちに後任を定めます。	
第 8 条	役員	会には次の役員を置きます。 理事長 1 名 理 事 若干名 監 事 2 名 ・理事は会長が委嘱します。 ・理事長、常任理事は理事の互選できめます。 ・監事は理事会で定め、理事と監事は相互に兼ねません。	
第 9 条	役員の職務	理事長は会長の命により理事会を招集し、会務の執行を決定します。 監事は会計及び会務の執行の監査を行います。	
第10条	役員の任期	1．役員の任期は 2 年とします。但し監事を除いて重任は妨げません。 2．補欠又は増員によって就任した役員の任期は現に存在する他の役員の残任期間とします。	
第11条	委員会	会の運営の為に次の委員会を置きます。企画委員会（事業の企画）編集委員会（自然のたより等の編集）庶務委員会（庶務一さい）特別委員会（その他）各委員は正会員の中から会長が委嘱します。	
第12条	会計	本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入で支弁します。	
第13条	会計年度	本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとします。	
附則		この会則は昭和39年 3 月 1 日より施行します。	

出典）三浦半島自然保護の会『自然のたより No. 1 ～100』（合本版）

資料2 改正 会 則

名 称	三浦半島自然保護の会 会則	
施 行	1964年（昭和39）3月1日	
一部改正	1975（昭和50）年1月1日	
改正箇所	※下線部	
改正内容 （主な改正点）	① 事務所所在地の変更 ② 文言の書き換え ③ 会員種別の削除 ④ 入会申込規定の変更 ⑤ 会費規定の変更 ⑥ 会計年度の変更	① 横須賀市博物館→林宅 ② 「Conservation」→「自然保護」 ③ 会員種別削除 ④ 入会金（500円）新設 ⑤ 年会費一律2,000円、納入期間1～3月 ⑥ 4月1日－翌年3月末→1月1日－12月末）
条文番号	項 目	内 容
第1条	名称と事務所	この会は「三浦半島自然保護の会」と呼び、事務所は横須賀市〔※筆者による <u>住所・氏名略</u> 〕方に置きます。
第2条	目的	この会は三浦半島を主な活動の場として、 <u>自然保護の実践と自然保護教育</u> を次のような観点から行う事を目的とします。 ・自然保護の立場から自然趣味のあり方を方向づける。 ・総合的体系的自然観の確立と生命尊重の気風を養成する。 ・自然を公共の世襲財産として大切に取扱う。 ・消極的な自然の保護だけで終らず、積極的生産的な自然の活用をはかる。 ・特に若い世代への働きかけを重視する。
第3条	事業	上記の目的を達成するために次の事業を行います。 1．“自然のたより”を発行すること。 2．定例自然観察会を行うこと。 3．正しい自然観の育成と自然保護思想の普及の為に講演会、 <u>展覧会、映画会、学習会</u> 等の行事を開催すること。 4． <u>自然保護教育及び自然保護の実践の為に必要と考えられる</u> 、掲示板の設置、出版、カレンダー、絵ハガキ、映画、スライド等の製作、配布など。 5．自然保護の実践の基礎とするための三浦半島の自然についての研究と調査。 6．他の自然保護団体との連絡を連絡を密にし、 <u>自然保護の施策の確立と円滑な実施</u> に役立つよう努力すること。 7．巣箱、給じ台、水場の設置、食じ植物の植栽等、野生鳥獣の保護施設の設置。 8．以上の他、会の目的達成の為に必要な事業。
第4条	会員	<u>会員となるには氏名・ふりがな・住所・職業（学生は在校校名と学年）・生年を明記し、入会金500円に会費を添えて申し込むこと。</u> <u>三浦半島に在住していない人でも結構です。</u> <u>入会年度は会務処理の簡素化のため、1月から12月までとして、途中入会者もこれに合わせて処理させていただきます。</u>
第5条	会費	<u>年会費2,000円を納める。</u> <u>ただし会費は1月から3月の間に納入する。</u>
第6条	会員特典	会員は“自然のたより”の配布をうけ、“自然のたより”に寄稿し、本会各種の催しに優先参加が出来ます。また“自然のたより”にニュースを送り、6回以上採用された人は本会通信員の称号を獲得出来ます。
第7条	会長	会長は会を代表し、会務を総理します。 会長事故の際は、役員会に於いて直ちに後任を定めます。
第8条	役員	会には次の役員を置きます。 理事長 1名 理 事 若干名 監 事 2名 ・理事は会長が委嘱します。 ・理事長、常任理事は理事の互選できめます。 ・監事は理事会で定め、理事と監事は相互に兼ねません。
第9条	役員の職務	理事長は会長の命により理事会を招集し、会務の執行を決定します。監事は会計及び会務の執行の監査を行います。
第10条	役員の任期	1．役員の任期は2年とします。但し監事を除いて重任は妨げません。 2．補欠または増員によって就任した役員の任期は現に存在する他の役員の残任期間とします。
第11条	委員会	会の運営の為に次の委員会を置きます。 企画委員会（事業の企画） 編集委員会（自然のたより等の編集） 庶務委員会（庶務一さい） 特別委員会（その他） 各種委員は正会員の中から理事会が委嘱します。
第12条	会計	本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入で支弁します。
第13条	会計年度	本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとします。
附則		この会則は昭和39年3月1日より施行。 <u>昭和50年1月1日一部改正。</u>
出典）三浦半島自然保護の会『自然のたより No. 101～200』（合本版）		

参考文献

- Dunlap, R. & A. G. Mertig eds., 1992, *American Environmentalism: The U.S. Environmental Movement 1970-1990*, Taylor and Francis. (=1993, 満田久義訳『現代アメリカの環境主義』ミネルヴァ書房.)
- 後藤和子・福原義春編, 2005, 『市民活動論』有斐閣.
- 平松昌子, 1962, 「女性と市民活動」小山隆編『現代日本の女性：その社会的地位』国土社.
- 飯島伸子, 2000, 『環境問題の社会史』有斐閣.
- 住民図書館編, 1992, 『ミニコミ総目録』平凡社.
- 神奈川県自然保護協会, 1966-1996, 『かながわの自然』(年刊機関誌) 各号.
- 独立行政法人環境再生保全機構, 2006, 『環境NGO総覧平成18年版』.
- Lipnack, J. and J. Stamps, 1982, *Networking: The First Report and Directory*, (=1984, 社会開発統計研究所訳『ネットワークング — ヨコ型情報社会への潮流』プレジデント社.)
- MacCormick, J., 1995, *The Global Environmental Movement* (2nd.ed.), (=1998, 石弘之・山口裕司訳『地球環境運動全史』岩波書店.)
- 松下圭一, 1971, 『シビル・ミニマムの思想』東京大学出版会.
- 明治学院大学法学部立法研究会編, 1996, 『市民活動支援法 — ひらかれた市民社会を築くために — 』信山社.
- 三浦半島自然保護の会, 1959-1980, 『自然のたより』(月刊機関誌) 各号.
- 村橋克彦, 1989, 「都市自然運動の基盤」矢澤修次郎・岩崎信彦編, 『都市社会運動の可能性』自治体研究社.
- 村串仁三郎, 2005, 『国立公園成立史の研究 開発と自然保護の確執を中心に』法政大学出版局.
- 中村陽一+日本NPOセンター, 1999, 『日本のNPO2000』日本評論社.
- 中澤秀雄, 2001, 「環境運動と環境政策の35年 — 「環境」を定義する公共性の構造転換 — 」環境社会学会『環境社会学研究』第7号.
- Nash, R. F., 1989, *The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics*, The University of Wisconsin Press. (=1999, 松野弘訳『自然の権利 — 環境倫理の文明史 — 』筑摩書房.)
- 財団法人日本自然保護協会, 2002, 『自然保護NGO半世紀のあゆみ — 日本自然保護協会五十年誌 — 』(上巻・下巻) 平凡社.
- 西山志保, 2005, 『ボランティア活動の論理 — 阪神・淡路大震災からサブシステム社会へ — 』東信堂.
- 奥田泰弘, 1989, 「市民活動サービス・コーナーの誕生とその意義」中央大学人文科学研究所編『民衆文化の構成と展開』中央大学出版部.
- 親泊素子, 1989, 「日本の自然保護運動の二元性」黒坂美和子編『自然への共鳴第2巻 日本の人と環境のつながり』思索社.
- 労働省婦人少年局(富田展子), 1951, 『アメリカ婦人の市民活動 その形態と性格』.
- 瀬沼克彰, 2003, 『余暇事業の戦後史』学文社.
- シーズ=市民活動を支える制度をつくる会, 1996, 『C'sブックレット・シリーズNo. 2 解説・NPO法案 — その経緯と争点〜』.
- , 2003, 『平成14年度千葉県委託調査 — NPO立県千葉実現のための基礎調査 — 地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査』.
- 柴田敏隆, 1976, 「「自然のたより」と私 — れい明期の自然観察会・その思い出 — 」『人と自然』(1976-秋 No. 1)
- , 1981, 「自然との共存共栄」松下圭一・森啓編著『文化行政 行政の自己革新』学陽書房.
- 新堀豊彦, 1981, 『自然環境と昆虫たち』丸井図書出版.
- , 2002, 『かながわ 乱の時代 — 戦後県政五十年 — 』かなしん出版.
- 総合研究開発機構, 1994, 『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』.
- Spector, M. B. and Kitsuse, J. I., 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA: Cummings. (=1992, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築 — ラベリング理論をこえて — 』マルジュ社.)
- 高田昭彦, 1998, 「現代市民社会における市民運動の変容 — ネットワーキングの導入から「市民活動」・N

POへ —」青井和夫, 高橋徹, 庄司興吉編『現代市民社会とアイデンティティ — 21世紀の市民社会と共同性: 理論と展望 —』梓出版社.

———, 1997, 「市民運動から市民活動へ, そしてNPOへ — NPO法案を生み出した市民運動の新しい展開」『アジア太平洋研究』14号.

滝端真理子, 2004, 「横須賀市自然・人文博物館の研究と教育(1) — 羽田弥太と柴田敏隆の時代 —」全日本博物館学会『博物館学雑誌』第29巻第2号(通巻40号).

寺田良一, 1990, 「環境運動の類型と環境社会学」社会運動論研究会編『社会運動論の統合をめざして』成文堂.

———, 1994, 「アメリカの環境運動における制度化と脱制度化」社会運動論研究会編『社会運動の現代的位相』成文堂.

———, 1998 a, 「環境NPO(民間非営利組織)の制度化と環境運動の変容」環境社会学学会『環境社会学研究』第4号.

———, 1998 b, 「環境運動と環境政策 — 環境運動の制度化と草の根民主主義の日米比較」船橋晴俊・飯島伸子『講座社会学12 環境』東京大学出版会.

東京都民生局婦人部婦人指導課, 1971, 『社会意識と市民活動(都民婦人の意識と実態調査: 昭和45年度)』.

財団法人トヨタ財団, 2006, 『トヨタ財団30年史』.

山岡義典, 1981, 「シヴィック・トラスト試論 — これからの町づくりに必要な創造的市民活動 —」環境文化研究所『環境文化』No. 52, 1981. 9.

———, 1987, 「市民活動の体験を共有の財産に」(財)トヨタ財団『トヨタ財団1986(昭和61)年度年次報告』.

———, 2005, 「NPOの現代的意義」山岡義典編著, 『NPO基礎講座 新版』ぎょうせい.

柳田邦男他著・似田貝香門編, 2006, 『ボランティアが社会を変える 支え合いの実践知』関西看護出版.

横須賀市博物館, 1958, 『横須賀市博物館雑報』(No. 4).

———, 1960, 『横須賀市博物館雑報』(No. 6).

横須賀市, 1965, 『横須賀市委託 横須賀市における自然保護を要する地域の実態調査報告書 昭和40年3月』.

吉田忠彦, 2006, 「NPO支援センターの類型と課題」非営利法人研究学会『非営利法人研究学会誌VOL. 8』.